

平成24年9月10日（月曜日）第3回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会委員長
高子武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
丹野敏幸	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
大泉辰也	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第3号

第3回定例会

平成24年9月10日(月曜日)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再

開

午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

○高橋勝文議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成24年9月10日(月)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
9	花咲かフェアIN さがえについて	(1) 10周年事業を終えての総括について (2) 一般会計からの支出の総額について (3) 経済波及効果について (4) 事業の継続あるいは中止も含め、 今後の取り組みについて	13番 新宮 征一	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
10	住みやすいまちづくりについて	分かりやすい住居表示への変更について	15番 内藤 明	市長
11	観光事業について	チェリーランドの利用状況の動向と経済効果等について		市長
12	学校教育について	学びやすい教育環境づくりについて		教育委員長
13	市政全般について	(1) 市庁舎耐震改修免震工事請負契約をめぐる課題と入札制度について (2) 小学校給食調理業務民間委託の課題と市教委の姿勢について (3) 当局の意思決定と市民周知のあり方について	16番 川越 孝男	市長 教育委員長 市長
14	全国学力調査について	去年中止された学力テストが理科を加えた三教科で実施された。 (1) 結果と分析について (2) 本市教育行政への活用策について	11番 荒木 春吉	教育委員長
15	子育て支援について	(1) 中学3年生までの医療費の無料化について (2) 第三子以降の保育料無料化について	9番 杉沼 孝司	市長
16	再生可能エネルギーについて	(1) スマートコミュニティー調査事業の進捗状況とその対応について (2) 市独自の自然エネルギーへの取り組みについて		市長

新宮征一議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号9番について、13番新宮征一議員。

○新宮征一議員 おはようございます。

今回私は節目となる第10回目の花咲かフェアINさがえを終えて、この辺でいろいろと市民の方から寄せられているさまざまな課題あるいは御意見なども踏まえながら、そして私自身の考えなども含めながら検証してみたいと思います。

我々一人一人が緑の大切さを認識するとともに、緑を守りふやし育てるための知識を得る場として第19回全国都市緑化やまがたフェア、つまり愛称はやまがた花咲かフェア02でありましたけれども、これが「四季感動 花のやまがた 緑の暮らし」をテーマに、平成14年に寒河江市と新庄市の二つの会場で開催されました。御案内のように、寒河江では最上川ふるさと総合公園を会場にさくらんぼの最盛期に合わせ6月15日から8月11日までの58日間、新庄会場は6月30日から8月26日

までの58日間で、延べ73日間もの長期にわたる開催であったわけであります。入場者数は、当初目標の50万人をはるかに上回って何と2倍以上の119万人、約120万人の入場者を数えて大盛況のうちに大成功をおさめたものであります。

こうした結果を踏まえて、寒河江市ではこの盛り上がりをただ一過性のものとすることなく、これを今後の本市発展に結びつけていってはどうかということから、翌15年に本市独自事業として、本市のビッグイベントとして位置づけされ開催されたのがこの花咲かフェアであります。

1回目の平成15年入場者数は約15万人でありましたが、いろいろ研究を重ね、工夫を重ね、その結果回を重ねるごとに入場者数は年々増加の一途をたどり、第5回目の平成19年度には入場者数が30万人の大台に乗せ、着実に定着化が図られてきたかに見えました。しかし、5年も経過しますと、マンネリ化というものができてきたのかなという感じもしますが、次年度からは逆に今度は減少傾向になって推移された経過がございます。

昨年は、東日本大震災の影響もあって11万人まで落ち込みましたけれども、ことしはさらに20万人を超える入場者を迎えたということで、徐々にではありますけれども、復調の兆しが見えてきたのではないかと思います。完全に盛り返すまでにはいろいろ困難な状況も潜在しているのかなと思っているところでございます。

そこで市長にお伺いいたしますけれども、まず第10回目を終えて、この花咲かフェアを市長はどのように総括されるのか。まずは市長の御見解を承ります。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

新宮議員からは花咲かフェアについての10周年、皆様方の御協力によりまして成功裏に終わったと思っておりますが、その10回目を終えて総括はどうかということであります。先ほど来お話がありましたとおり、全国都市緑化フェアを受けて、翌平成15年から開催をしているということであります。10年間で延べの来場者数は236万人を超えているということであります。

そういった意味で、先ほどお話がありましたとおり寒河江のさくらんぼの時期の大きな目玉のイベントとして定着をしてきたとも思います。ことしは10周年という節目の年でもありました。とりわけ昨年の大震災などもありましたので、引き続き「応援の花を咲かせよう！がんばろう東北・とどけようさがえの元気」ということで開催をいたしまして、6月9日から7月1日まで23日間で去年の2倍の20万人を超える来場者があったと思っているところであります。

新宮委員からこの花咲かフェアの趣旨も御説明がございましたが、当初平成15年に開催をするという段階では、一つは緑に対する理解と愛情をはぐくみ、ゆとりのある暮らしの創造に向け全国都市緑化フェアで培われた緑化意識のさらなる高揚と定着を図ること。さらには子供からお年寄りまで世代を超えた市民の参加により、活力ある地域社会の創造につなげること。さらには、園芸産業を初め観光産業等の連携した広がりを進めて寒河江の魅力を内外に発信することなどを主な目的として開催をされてきたわけであります。

御案内のとおり、このフェアは多くの関係団体の皆様が構成する実行委員会という形で進めてきて、いわゆる手づくりのフェアだということであります。花の飾花から花壇の手入れ、来場者の応対に至るまで、多くのボランティアの皆さんから参加をいただいて、市民参加型の寒河江らしい一大イベントになったのではないかと思っているところであります。

そして何よりも、さくらんぼの時期に開催をされるということでありまして、さくらんぼ観光と連動した集客力を持つイベントということで、経済効果を高める、さらには寒河江の情報発信を進めるという意味で非常に意義のある開催時期、開催内容であったのかなと思います。

総括して、一言で総括いたしますと市民に対する緑化の意識向上とさくらんぼ祭りとの相乗効果による交流人口の増大による経済波及効果、そして全国に寒河江市の名前が広く知れ渡ることなど、イメージアップということでは大変大きな役割を果たしたイベントではなかったかと思っております。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 今、市長のほうからは大変意義のあるフェアであったというお答えをいただきましたが、私も全く同感であります。非常に盛り上がりのあった大変なイベントであるということは常々認識をいたしているところでありますが、何事にも言えるんですが、10周年、あるいは20周年、30周年といった節目のときにはまず一度立ちどまっているんな角度から検証してみる、こういうことも必要ではないか。そしてその検証の結果を踏まえて今度は次のステップにさらに進んでいく、こういうことも必要なのかということから以下について質問させていただきますが、実はことし4月12日、先ほど市長からもありましたように、この事業は花咲かフェア実行委員会が主催しているわけですね。委員会主催でもって実行されているということは皆さんもう御承知のとおりでありますけれども、このときの総会の資料を見ますと、4月12日の総会で出された資料で前年度分の専決処分の報告がありました。これは、東日本大震災という大変予想もしない事態を受けて国のほうからの補助金が来なくなったということなどもあって、いわゆる700万円を実行委員会の予算から減額してできるだけ有利な補助事業をやろうということで、一般会計から工事費なんかを出されたという報告がありました。これは、非常に賢明な一つの方法だったなと思っております。

ただ、その後の平成24年度の事業計画あるいは予算案が示されたわけでありましてけれども、その中には一般会計から負担金として2,300万円がこの実行委員会のほうに繰り出されております。当然、これは3月の予算審議の中でも、2,300万円の実行委員会に対する繰り出しというのはわかっておりました。いろいろ市民の方からも先ほど申しあげましたようにさまざま意見などもございます。例えば、いくばくかの入場料をもらってはどうか、あるいはJR寒河江駅からシャトルバスの運行はできないのかというような意見があるわけですが、その問い合わせの中で、この事業に対して市ではどのぐらいお金を使っているんだと非常に素朴な疑問といたしますか、質問なども我々受けるわけですね。

そのときに、私は先ほど申しあげましたように2,300万円を実行委員会のほうに負担して、その実行委員会が全てを賄っているんだという、質問に対してはそう答えてきたわけですが、ことしの資料を見ますとそれのほかに花苗代が300万円、10周年記念イベントに使うための大型テント、これなんかは一般会計から支出するということで、枠外にこれが載っておったわけですね。

したがって、ここで私が申しあげたいのは単純に2,300万円ということだけは私どもというか、私は頭にあって市民の方にもそういう話をしてきたんですけど、この予算書を見ますと花苗代だけを含めても2,600万円、それに大型テントがどの程度かかったのかわかりませんが、もろもろの負担金2,300万円のほかにどのぐらいのお金を一般会計から支出されているのか。その支出の総額をまず教えていただきたい。できれば、どういうものにどのぐらいということがあればな

お結構なんですけれども、まず総額どのぐらいかかっているのかという部分についてお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 まず初めに、新宮議員から10周年という一つの区切りの節目のときにやはり10周年のいろんな反省も踏まえて総括すべきなのではないのかという御指摘をいただきましたけれども、全くそのとおりと思います。

一つの区切りでさらに今後どうしていくかということ、10周年の積み重ねを踏まえて反省をするところは反省をしていかなきゃならないし、見直すところは見直していかなきゃならないと思っ

ているところでありますので、きょうそういった意味でこういう機会をいただいたこと、心から感謝申しあげたいと思います。

御質問は、全体でどのぐらいの経費が、行政も含めてかかっているのかということですが、先ほど御指摘にありましており、実行委員会の負担金は平成24年度の場合2,300万円ということであり

ます。これは実行委員会の中で花壇整備の工事でありましてか、ガイドブック、それから広報宣伝費用、さらには店を出しますから店のユニットのハウスの設置費などで実行委員会の中でそういう経費を見ているということであり

ます。それから、10回目でありますけれども、当初から御案内かと思っておりますけれども、大分職員がその期間中専属の担当課以外の職員もいろんな形で協力して、言ってみれば総がかりでフェアをしてきたということがあります。なかなかそういった意味で大変、平常業務との調整もなかなか厳しいものがあるという御指摘もあって、そういった状況の中で御案内のとおり景気の低迷に伴う国の雇用対策ということの施策が打ち出されてきたわけであり

ます。そういった意味で、雇用の対策とさらには花咲かフェアのスムーズな運営という観点から、山形県の緊急雇用対策創出事業というものを今は、ことしも活用させていただいているところであります。これは財源的には県のほうから10分の10で来る事業であります。

一つは、予算にもありますけれども、花の里観光開発事業ということで、フェアの会場の運営についての業務委託であります。これは2,050万円であり

ます。これは花壇の維持管理業務に係る人件費、それから花の苗代なども入っているところでありますが、これも雇用対策であります。これにこの事業で雇った方は幅はありますけれども、2カ月から4カ月の間であり

ますけれども、15名ということであり

ます。そういったことで、最初の実行委員会の負担金2,300万円プラス2,050万円と1,000万円、合わせた数字が全体の市の支出の事業費となろうかと思

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 ただいま答弁をお聞きして、私が先ほど疑問を持ったといいますか、2,300万円の

負担金の中でフェアそのものが実行されるのであろうと思っておったわけですが、今の御答弁を聞きますと、いわゆる緊急雇用対策でもって、人件費などで3,050万円が県のほうから10分の10、つまり100%というわけですが、これが来ているので、実質的には本市の予算から使っているのがあくまでも2,300万円だと、こういうことでございますね。

これは大変結構なことであって、そういうできるだけ有利なものを使えるのであればそのようにしていただきたいと思いますが、この緊急雇用対策事業が今後どこまで続くかというのは、ちょっと見通しはないと思うんです。そうしたときに、今の説明ですと、緊急雇用対策で100%補助をもらえるものを含めても5,300万円ですか、トータルで。ただし、市の実際の持ち出しは2,300万円というのはわかりますけれども、緊急雇用対策の制度がなくなった場合、この場合はやはりもとのような市の職員であるとかあるいは私どももボランティアで1人1日程度なんですけれども、いろいろ協力させてもらった経過などもあるわけですが、もしこの制度が、どの辺まで続くかわかりませんが、それがなくなった場合にはもとのような状況に、いわゆる労力的に市の職員もそれに携わってとお考えなんですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ことは、御案内のとおり10周年という節目の年で去年の落ち込んだ来場者数を何とか挽回しようということで、少し事業も充実をしたというところがあるかと思いますが、ただ、おっしゃるとおり雇用対策、緊急雇用の事業そのものが来年あるかどうかというのは非常に不明であります。逆にやはり、なくなる可能性も高いと思っておりますから、そういった意味も含めて来年度の事業そのものをどうしていくか、その財源も含めて限られた予算の中でどういう事業を、効果ある事業を展開をしていく必要があると思っておりますから、そういった意味でいろんな角度から御質問にありますとおり検証してさらに誘客力を高める手だてというものを検討していきたいと考えているところです。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 確かに先がどうなるか、想像だけで物事を言うのは非常に不謹慎だと私も思いますし、市長からはそういう事態になればその時期においてさまざまな角度から検討しながらその方法、やり方なども検討して今後進めてまいりたいと、こういった御答弁でありましたので、十分私もこれは理解できるところであります。

次に、先ほど市長のほうからも寒河江市としてこのフェアをやることによってかなりの経済効果も見込まれる、産業の発展、商店街の発展、観光の振興などにも結びついている、それから寒河江という市のネームバリューも全国に発信できた、そういうことから大変意義のある催しだということは私も理解しているんですが、これまでも経済効果、これについては非常に大ざっぱに20万人30万人来ているんだから寒河江市にはかなりのお金が落ちているんですよ、大変な経済効果をもたらしているんだよという感覚に我々も浸ってきたことも事実なんですね。あれだけの人がいるわけですから、あのにぎわいなわけですから。

ただちょっと市内のほうに目を向けてみますと、さくらんぼの件なども含めてこれからお尋ねしますけれども、まちの中はそれほどにぎわいというのは期間中でもないんですね。あるスタンドに聞いてみたんですけども、県外のナンバーで給油される方なんかは期間中はかなりふえていますかと聞いたところ、ほとんどないと言ってもいいような状況だと。ということは、やはり遠くから

来られる方というのはガソリンを満タンにしてある程度の日程にあった分を補給して来られるからそういう傾向なのかなと思いますけれども、例えば寒河江市の宿泊施設に泊まった方がどのぐらいおられるのか、あるいは寒河江市内で昼食をされたのはどのぐらいおられるのか。そういった分析なんかはなされたことがあるのでしょうか。

特に、花咲かフェアに来られた、もし大型バスやなんかの場合、そこから前の日はどこに泊まった、あるいはこの花咲かフェアで参観が終わった後にその後は食事はどこでなされるのか、あるいは今晚の宿泊地はどこなのかということまでの分析といいますか、聞き取りなどはなされたのかどうか、もしわかればお聞かせ願いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 花咲かフェアの経済効果というところではありますが、具体的に全体の効果、経済的にどういう効果があるかということ进行分析する際は、実際訪れた人がどういうお金を使ったかということ調べてみないといかんとということになるんですけれども、今回ことしの例でいうと、一応アンケート調査をさせていただいたところでもあります。そのアンケート調査をすると、アンケートですから、来たときに書いていただくので、余りいろんな項目ということにはなかなかできないところではありますが、会場に来たときにどのくらい会場で支出をしたかということをお聞きをしているわけでもあります。もちろん、どこから来たとか何人で来たとか男女、そういう基本的なアンケートはしますが、実際会場でどのくらい支出をしたのかということをお聞きすると、アンケートした結果の平均でいうと1,700円ぐらいの支出があるというわけです。もちろん来た方は大人ばかりではありませんから、子供さんもいるということで、大体大人のほうの割合は7割ぐらいだと思っていますから、20万人の7割ということで、14万人ぐらいが大人の人ではないかということになります。

そういったことから、単純に計算すると14万掛ける1,700円ということになると2億4,000万円ぐらいの期間中の支出があるのではないかと思うわけです。

それ以外の会場以外のところでどういう形を、支出をするか、食事をするかとか買い物をするかということになると、これはある程度推測でしかありませんけれども、なかなか市内の人はもちろん支出はしないわけでありましょうから、市外の人をどのくらいの割合かということこれも7割くらいとなっていますから、14万人の7割で10万人ぐらいは市外の人ということですね。さくらんぼの期間中に訪れるということでもありますから、さくらんぼを買っていただくということ推測をするのでありますね。1人頭、大体一箱1キロとか買っていただければ5,000円ぐらいは支出をしていくのではないかと思うと、そこは金額が高くなるわけですが、5億円を超える効果があるというふうに、例えば推測ですが、そういうことにすれば会場内では2億4,000万円ぐらい、会場以外でいろんな買い物をすることになると5億円ぐらいで、合わせて7億円ぐらいはいろんなイベントに訪れる皆さんが市内にお金を落としてくれるのではないかと思います。

滞在時間を寒河江の中に、おっしゃるように滞在時間を長くすることが人間の心理としてお金を使っていくということになりますから。いろんな御意見を聞いた中に、新宮議員御指摘のとおりさくらんぼの期間中訪れる人は多いんですけれども、町なかが静かなのではないかと御指摘もいろんなところで受けているわけでもありますから、そういったところも含めてさくらんぼ祭りの期間中のイベント、来年以降に向けてそこも考えていく必要があると考えているところでござい

ます。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 経済効果そのものというのは、計算上数字が出てきたわけですが、大変な効果があるなど私も実感したところでありますが、今回も資料を見ますと大型バスが293台入っているというデータがございます。約300台、1台の乗車人数が30人と仮定した場合、約9,000人の方がバスで来られている、ツアーで。これは、このフェアを開催する、今言ったさまざまな経済効果とかいろんな角度から寒河江市をアピールする、そういうことから9,000人というお客さんというのは非常に大事なお客さんだと思うわけですね。

もちろん、市長はこれまでもさくらんぼの時期は関東関西のほうにトップセールスをされて、寒河江の知名度をアピールしながらいろいろ観光宣伝をやられてきております。これは大変素晴らしいことだなどその御苦労には感謝しているところでありますが、大型バスの9,000人という、あそこに大型バスが駐車場に入ってしまうと、あとは添乗員というのはわずか10分15分くらいは会場に入る人もいるだろうけれども、お客さんをあそこでおろして、あとは何時何分にバスが出発しますからそこまでお帰りにくださいということで自由な時間を与えている。その間、ドライバーなり添乗員なりガイドなりが時間がある程度余裕があると思うんです。したがって、先ほど申しあげたように実態を、検証してみる必要があるんでないかと思うんです。

だから、市長のトップセールスでやられることも、これは大事だと思うんですけれども、せっかくのこのイベントを活用するために、有利に活用するために、例えば観光協会あたりから専門のスタッフが大型バスが入ってきたときはそこに行って、ゆうべどこに泊まってどこから来られたのか、あるいはどこからけさ出発してここに来られたのか、今後昼食はどこを予定していますか、あるいは終わった後にどこに泊まれるのですかといったような、分析をすればもっと経済効果に結びつけられるのではないかと思うんです。

これは、先ほど市長にもありましたように所管以外の職員がこれまでいろいろ駆り出されてやっておったけれども、それはことしは緊急雇用対策で賄われた。ただ、所管の職員というのはそこに行っているわけですが、なかなかその聞き取りまでというのは、アンケート調査、さっきありました。ただしこれは個々のアンケート調査、これも大事なんですけれども、観光バスで来られる約9,000人、これは必ずしも数字がぴったりかどうかはわかりませんが、これらの動向、動きというものを調査して、そしてそれをもとにして今度はそのツアーをコーディネートした観光会社、その辺あたりにも徹底的に営業をして、そしてできるだけ泊まりは寒河江に泊まってくださいとか、あるいは食事するのであればこういう場所があるので、コースの中に旅行の行程の中にそれを組み入れてもらえるような、そういう方法も必要でないかなと思いますけれども、このことについては市長、何か御見解はございますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 新宮議員のおっしゃるとおりかなと思います。

ことしは去年の風評被害の影響による落ち込みというものを何とか挽回をしたいということでバスツアーについても平成22年度は483台という、500台近く入っていたわけですね。ところが、去年は283台、ことしも293台ということで、そこがやはり戻ってこないということで、大分前からいろんな旅行代理店等に対するPRなどもしてきたところですが、なかなか復活しないというところ

ころがあって、その原因は何なのかということも含めて、いろんな形で分析をしているわけですが、確かに実際来られた方の旅行の行程、あるいは何が興味を持たれるのかということについてもやはり分析をしながら次の企画につなげていくことは大事だろうと思いますから、今後大いに検討させていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 ぜひ、そういった角度からも徹底的にイベントを最大限に活用するために、ポイントとなる部分だけは徹底的にこれを追求しながらやっていただきたいということを、今市長からも今後そういう方向でやりたいというお話でありましたので、そのようにぜひやっていただきたいということをまず申しあげておきます。

実は今定例会の初日、市長から6月議会が終わってから9月議会までの市政の状況について報告がございました。もちろんその中でも、この花咲かフェアについても触れられておりました。

ただ、その中でちょっとうんと思ったのは、要するにこの花咲かフェアINさがえについては今後まつりの中、文言そのものまでは記憶がないんですけども、まつりと一体化した中でやっていきたいというか、そういう方法もあるやに聞こえたんですけども、それは市長、あれですか、四季のまつり実行委員会というのものもあるわけですね。そちらに組み入れて花咲かフェア実行委員会とは別個の形でまつり全体の中で今後やってはどうかと、市長、考えておられるのか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今のところ、そういうつもりはありませんので、基本的にさくらんぼ祭りの期間というの中でさくらんぼ祭りについてはいろんなイベントをしています。そのほかに花咲かフェアというものを、大きいイベントとして二つを別にしてしているという感じがあるわけですよ。それが御指摘のように、イベントはやっているんだけど町なか静かだということもあるし、要するにそこはある程度経済効果が町なかに及んできていないのではないかと御指摘というふうにも受け取られますから、そこはさくらんぼ期間中、さくらんぼ目当てに来るお客さんが多いわけでありますから、そういった期間中の誘客のイベント全体の相乗効果を高めていくためにも含めて花咲かフェアをどうしていくかということを検討していきたいと考えているところであります。

ですから、いろんな場面で10年目で終わりかなどということも、御指摘じゃないですけども、質問を受けるわけですけども、そういうことはなくて、何度も申しあげておりますけれども、反省すべきところは反省しながらさらに見直しすべきところは見直ししてさらに効果の上がるイベント、それからさくらんぼ期間中のいろんな全体の取り組みというものを効果を上げるような花咲かフェアのイベントをどうしていくかということを検討していきたいというつもりで申しあげたところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 確かに、市長が今おっしゃられたように10回目が終わったので「あと来年から花咲かフェアはないなったんねがはあ」などというような、市民からの声なども全くないわけではございません。しかし、それは私どもが答えられるものでもありませんけれども、今の市長の答弁によって内容的なものが十分理解できましたけれども、先ほどから申しあげているように市民の方が例えば散歩がてらにあそこに行ったとか、あるいはジョギングのついでにちょっと寄ってみたとかそ

ういう市民の方々というのは確かにあったほうがいいんですけども、経済効果という部分から見ただけではそれほど効果が見込めないのかなと思うわけですね。

したがって、さっき申しあげました300台近くのこのバス、前年度は480台ですか、そういう実績もあるわけですから、その辺にポイントを絞って、それに対しての徹底的な営業活動を展開していただきたい。そして何までもない。あそこに来られたツアーを後でもよし、先でもよし、観光さくらんぼ園にこれを誘導するような方法を考えていただきたい、今後の課題としてそのような方法にぜひ力を入れていただきたいということを申しあげて質問を終わります。ありがとうございました。

内藤 明議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号10番から12番について、15番内藤 明議員。

○内藤 明議員 今回私は、通告番号10番、11番、12番について市長並びに教育委員長にお尋ねをしたいと思いますが、最初に市長並びに教育委員長には誠意をもってお答えをいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

最初に、わかりやすい住居表示について市長にお尋ねをしたいと思っております。

本市の中心部においては、住居表示法によって住所の表示を変更した市街地や新たに宅地造成した地域などは何丁目何番地何号という形で、非常にわかりやすい住居の表示になっているわけですが、市街地と思われる地域においても今でも十干番地を用いているところがあって、ほかからの来訪者といいますか、大変わかりにくい状況があります。これはほかからの来訪者だけでなく、市民にも大変わかりにくい状況がありまして、不便を来していると思われまして。

私は、住居表示というのは住民の暮らしに直結しますし、使いなれた住所の表示を変えるということは中には抵抗感があったり、歴史的な経過や文化等が失われるようなことを感じてなかなか難しいという問題があることもわかりますけれども、住民の理解を得る中でわかりやすい住居表示に改めるべきではないかと思っておりますが、市長の御見解を伺いたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 内藤議員からは、十干番地を用いている住所について変更はどうかということですが、御案内のとおり住居の表示については一般的に土地の地名地番を用いるというのが通例でありまして、寒河江市におきましても同様に土地の地名地番を用いて住所の表示を行っているわけですが、大字寒河江の区域の土地には地番に甲乙丙などの十干表示がついている区域があるわけでありまして。そのため、十干表示のある住所というのが存在をしているということでありまして。

十干表示していることによって、逆に住所の重複がないということで小字名を用いないで住居の表示をしているということもあるわけでありまして。大字寒河江の区域というのは御案内のとおり、広い範囲にあるわけでありまして、なかなか地番も整然と配列をされていないということもありまして、御指摘のとおり、住んでいる方々以外の方が住所から場所を探すというのはなかなか大変な場合があるとも聞いています。

この住居表示については、御案内かと思っておりますが昭和37年に法律が施行されて、寒河江市におきましては昭和41年に住居表示というものを実施をしているところでありまして、町を新設をして土

地の地番ではなくて街区符号と住居番号で住所を表示するとなったわけでありまして。わかりやすくなっているということがあるかと思いますが、ただこの住居表示については市街地でしか実施できないというところでありまして。市街地の基準というのは、国勢調査による人口集中地域となっておりますので、寒河江市におきましても人口集中地域において実施をされてきているというところでありまして。それ以外の地域についてはされてきていないというところでありまして。

また、区画整理などによって新たな居住지를造成した場合には住居表示に類似した地番を設定してわかりやすい住所になっているところもあるわけでありまして。

十干表示の御質問であります、これまでもそういった十干表示による住居表示がなされている地域の方々からぜひわかりやすい市街地らしい住所への変更の要望がこれまでも出されてきているところでありまして。字の区域と名称の変更があれば住所も自動的に変更になるということでございますが、この変更については以前は県知事への届け出と告示が必要でございました。県では区画整理や地籍調査等に伴うもの以外は認めてこなかったということで、なかなか住民の地域の要望がかなえられないということでありましたが、平成12年4月に知事への届け出と告示の事務というものが市町村長に委任をされてきています。市長の判断で字の区域と名称の変更ができるようになったということでありまして、市といたしましては住民福祉の向上の観点から地域の大多数の皆さんが賛成であれば要望にお応えをして小字の区域を最小単位としてわかりやすい住所への変更を進めることにしているところでありまして。

これまでも、越井坂、小沼地域を皮切りといたしまして、新山、船橋、高田、本楯については新しい町名を新設をして町名による住居表示を行ってきているところでありまして。十干表示につきましても地番の変更は法務局の権限でありますので、法務局に対しまして地番から十干表示部分を削除するように要請をして十干表示のない住所の実現を図ってもまいったところでありまして。

現在におきましても、市といたしましてはこれまで同様に地域の御要望があればできるだけそれに応えていきたいという考えであります。ただ、先ほど内藤議員も御指摘がありましたけれども、地域の中で住所が変わるということに対して反対の御意見の方も中にはいらっしゃるという場合がありますし、登記の変更ということになりますと、個人の負担ということもありますので、要望がある場合は地域での説明会を開催をさせていただいて、内容を十分御説明した上で地域の皆さんの全ての世帯、事業所、などを対象にしたアンケートも実施させていただいて、賛意を確認をして、また法務局とも十分協議をした上で手続を進めていきたいと考えているところでありまして。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 市長の考え方はよくわかりました。もちろんそこに住んでいる方々が賛成をしなければそれはどうにもならないわけでありましてけれども、例えば甲乙丙、丁はなくなったのかな、丙ですと、長岡山から中心にしますと南側、あるいはこっち側、東側に分かれておったり非常にわかりにくいような状況があります。乙もわかりにくいですね。そうしたことを踏まえて、それは特殊な方といいますか、役所や郵便局ではそれはわからないなんていうことはないんですが、一般の人には非常にわかりにくい。特に、他の市町村から来たり県外から来たりする人は今最近使われていますナビゲーターなんか使いましてもなかなかそこに真つすぐ連れていってこれない、こういう状況がありますので、住民の皆さんの理解をいただいた上でそうしたことにぜひ直していただきたいと思っております。

中には、先ほど市長がおっしゃったように市街地ということでのやられる部分もあるかと思えますし、中にはそこに入らない部分もあるかもしれません。入る部分については経費部分にもそれは市町村あたりで対応する面が相当あるようでありますから、そういうことも含めて住民の皆さんにお知らせを願っているような形で対応をしていただきたいということを申しあげておきたいと思えます。

それから次に、市内周辺部の住所表示の変更についてお伺いをしたいと思います。比較的市街地に近いところと申しますか、宅地造成なんか行われているところではわかりやすい住所の表示になっているところもあります。前から大字地番を使っているところ、例えばかなり広い地域があります。1,000番台あるいは2,000番台の地番を番地を使っているところがありまして、これまたわかりにくいような状況があります。

ふだんは、こうした地域においても地区公民館の分館単位の名称でその地域名を呼んでいることと私は思っていますけれども、これまで住民の理解を得る中で地域名を主にした住所の表示にすべきではないかなと思えます。これとて、先ほど申しあげましたようにこれまでの慣習がありますから、すぐにはできないと思えますが、そのような、ぜひ対応をしてほしいと思えますが、市長の御見解を伺いたいと思えます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 分館単位でわかりやすい住所にすべきではないかということではありますが、分館単位での地域名による住居表示をするということを考えますと、一つには小字名を用いて住所を表示するということはあるかと思えますが、ただ小字名を用いると住所自体が長くなってしまいうことがあろうかと思えます。また、大字を用いず小字のみで表示をするということも考えられないわけではありませんけれども、いずれもそれは一地域、分館の地域だけでなく市全体の統一して実施をするということが必要なかなと思えます。

また、もう一つの方法としては、大字を分割をして新たな大字、または町を設定する方法があろうかと思えます。この件については先ほども若干お話し申しあげましたけれども、字の名称、区域というのは歴史的な、地域の歴史というものがあろうから、なかなかそう簡単には、右から左とはなかなかいかない場合もあるのかなと思えます。いずれにしても、先ほど申しあげましたとおり、地域の皆さんがそういうことに賛成だということが大多数であれば我々としては検討していくということになろうかと思えますので、いずれにしても地域の皆さんが十分にその件について議論をしていただく、話し合いをしていただくというのが先決なのかなと考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 地域の理解なくしてこういうことは進まないということは私も十分承知をしております。

ただ、行政側からもぜひ働きかけをしてほしいなと思っておりますし、特に周辺部のことだけを申しあげますと、先ほど市長がおっしゃいましたように長い歴史的な経過があるわけでありまして、これは何でこれまでこういうふうになってこなかったかということを考えますと、そこに住んでいる住民はさほど不便は感じないんですね。多分、そうだと思うんです。不便を感じるならば住所変更すべきだと大多数に今までの経過からしてなるんだろうと思うんですけれども、なってこなかっ

たということはそこに暮らしている住民の方がさほど不便を来していないということがあるんじゃないのかなと思いますけれども、先ほど申しあげましたように居住地をわかりやすくすることは、つまりほかから来る人もわかりやすい、住みやすいということにつながるんだと思いますし、地域の発展につながると思いますと、それがひいては市勢発展につながるということだろうと思いますので、ぜひそういうことをお含みいただいてそうしたことも考え合わせていただきたいなと思います。

それに関連して、一つだけお尋ねをしておきたいと、具体的にお尋ねしたいと思いますが、大字地域の中でも、例えば私のところでは平塩という地区なんですけど、中郷の地番があるんですね。こうしたところは住んでいる住民はさほど何ていうんですか、不便は感じないと思うんですが、ほかから見るとどうもこれはわからないと言われるんですね。そういうわけで私も何回か他の方から尋ねられたことがありますけれども、そうしたところでの住所変更というのは市長、どういうふうにお考えになりますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私も、中郷・平塩の地域の状況などは知らないわけではありませんけれども、それが一つの地域の歴史にもなっている、その状況なのかなとも思います。

先ほど内藤議員もいみじくもおっしゃいましたけれども、住んでいる方は余り不便に感じない。それが合併の場合と同じかもしれないけれども、周りの人から見ると何かちょっと違和感があるけれども、住んでいる人は不便に感じない、何で直さなきゃいかんのかという気持ちになる場合もありますね。また、直そうとすると、いろんな方に住所の変更の通知を出したり、いろんな面で負担もかかるということもあるかもしれませんので、そこら辺も地域の方それぞれの該当されている地域の方がどうしても変更したいという要望が、我々としてはそれを受けて次の行動に移していくということが必要だと思っております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 これは先ほどの問題に絡めてといいますか、具体的なことでお尋ねをしたわけですが、例えば今の件でもう少し具体的に申しあげますと、宅急便の配達する方なんかは大概最初に来た人はわからないですね。先ほど申しあげましたように、ナビゲーターで来ているんですが、この辺だということでナビゲーターは知らせているんだけど、中は田んぼで何もありませんと、お宅はどこなんでしょうかと、こういうふうなお尋ねなんです。私は、周りに何が見えますかというところから始めまして、何とかの看板が見えるか、商店が見えるかというところからお尋ねしまして、電話で誘導するんですが、本当にそういう意味ではわかりにくいという状況がございます。

また一方、今ナビゲーターの話をしました。住所の検索で有名なヤフーとかグーグル、最近私の住所を打ちますと、ヤフーはぴたっと指すようになりました。天下のグーグルはまだどこかほかのうちを指しますね。そういう現実があるんです。ということをご存知しておいてほしいなと思っております。

そうした中で、以前谷沢地番を高松や八ヶ岳の地番に直したことがあるということをお聞きをしておりますが、そうした事実はあったんですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 具体的な過去の事例でありますから、担当課長のほうからお答えを申しあげたいと

思います。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 グーグルとヤフーのそれは私もよくわかりませんが、個人の住所が全件データに入っているかどうかというのはわからないところでありますので、何ともお答えしようがありませんが、先ほど中郷地区のことも御質問がありまして、市長も御答弁ございましたが、大字界というものが、恐らくは昔の村界、村の境界ではなかったのかなということが推測できます。そうすると歴史的なその境界を後になって移動する。それでもともとどこにあったのかわからなくなるということはやはり望ましくないのかなという気はいたします。以上です。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 質問に的確にお答えいただきたいと思うんですが、グーグルとかヤフーの話はこういう状況がありますよということをお知らせしただけであって、具体的なものは過去に谷沢の地番を高松とか八畝という地番に直したことがあるとお聞きをしておりますので、そうした事実はありますかとお聞きしたんですが。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 事実はございますが、さっき市長が御答弁申しあげましたように、以前は単に住所がわかりにくいからということで地名を直すことはできなかったわけであります。ですから、谷沢、高松地区におきましては地籍調査の関係で非常に入り組んでいたということで高松という新しい大字をつくって整理したという経過があるようでございます。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 地籍調査の結果そうなったということですね。わかりました。

いずれにしても、こうした問題については地域に住んでいる人々がそれに同意をしないとならぬわけでありますから、こうした問題について私も皆さんにいろいろお話しかけをしながらできるだけわかりやすいようにしていきたいなと思っております。

あいつ自分のことばかり言っているな、なんて思われると困りますので、決して私たちから見ると悪いところだけではないんですよ。ですから、自分のことだけでないということを知っていただくようにあえて申しあげますが、私のように選挙に携わる者には平塩は地元ですが、中郷に行っても私は地元になるわけですから、そういう意味では大変いいところもあるんですが、しかし他の人から見ると非常にわかりにくい点がありますので、ぜひその点はお含みいただいて、私ももちろんやりますし、市当局の中でもそういう実態を受けとめてできるだけわかりやすい住居表示になるようなことを進めていただくようお願いしたいと思います。

続きまして、時間の経過するのが結構速いです。

チェリーランドの利用状況と経済効果について伺いたいと思います。

平成4年にオープンしたチェリーランドが、昨年で20周年になったとお聞きして、時のたつのが早いなど改めて実感しておりますけれども、初めにここにいらっしゃる皆さんも当初のことは余りおわかりにならないと思いますので、最初にチェリーランドの経過等を振り返りながら質問に入っていきたいと思っております。

チェリーランドの本市の観光物産の振興を図るという趣旨はもとより、トルコ館、茶室、ドーム、イベント広場、河川敷公園を形成し、そして教育、文化、芸術さらに国際交流という一大基地とな

るもので、本市の情報発信基地と位置づけ、前任市長のもとで鳴り物入りで整備されたわけであり、これは平成3年12月定例会で前市長がそういうふうに申しあげておりますので、そのとおりだと思います。

事業費は主に第三セクターのチェリーランドさがえ株式会社が約17億円。そして周りに28億1,000万円もの施設整備、それから国道を挟んで二の堰親水公園を含めればそれに加えて8億円を投資した事業であります。事業費の捻出先はふるさとづくり特別対策事業や新農村地域定住促進対策事業を初め、さまざまな事業を組み合わせた大型プロジェクトでありました。チェリーランドの全面オープンを前にして、約1年前に第三セクターであるチェリーランドさがえ株式会社がオープンをして、その年に150万人を超える来客でテナントを含む総売り上げで17億7,500万円を売り上げたと言われております。当期の利益が4,500万円ということの営業報告があつて、それをもって平成5年3月定例会の施政方針で、「さくらんぼ観光の拠点として昨年オープンしたチェリーランドさがえには150万人の観光客があり、高速交通時代に対応した観光物産の拠点施設として機能をいかんなく発揮している」としたのであります。

一方で、チェリーランドに関する経費は管理運営費であります。およそ5,000万円と当初見込んでおりましたが、そしてそれは入館料や賃貸料で賄えるということによっておつたわけですが、平成4年一般会計決算書では収入であります入館料、地代で2,225万円。支出が7,536万円、5,311万円の市からの持ち出しになったのであります。

事業を積極的に推進された方々はここでようやく採算はとれないと思つたのであると思つても、平成3年10月に任意団体であるチェリーランド管理センターに管理を委託したものを2年後には法人格をとつて第三セクターなるものを組織して、そこに管理を委託しようとしたのでありますが、結局それは日の目を見ませんでした。もちろん、私たちは、私たちはといひますか、少数の議会の議員でありましたが、今度はこのようなドライブインの機能を最優先した形での市民のお金を湯水のごとく使うことはならんのではないかということで、このプロジェクトに対して厳しい指摘をしてきたことを申しあげたいと思つますが、こんな経過があつたわけでありまして。

これを申しあげて次の質問に移りたいと思つますが、初めにここ数年来のチェリーランドにおけるそれぞれの施設利用者の数はどのようになっているのか。また、当初のとおり情報の発信基地としての役割を果たしているのかどうか伺いたいと思つます。

昨今の景気状況やあるいはチェリーランドに行ってみますとわかりますが、閑古鳥が鳴くような状況があると私は思つています。そのような状況を見れば、いや、時によってはそうなんです。違ふとおっしゃいます。後で御答弁いただきたいと思つますが、きちつと数字で裏づけていただきたいと思つますが、大体的見当は私もつきます。市で把握している正確な数字をお答えいただきたいと思つます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私からお答えを申しあげたいと思つますが、施設の利用者数ということですが、昨年度利用者数、大きい施設、さくらんぼ会館であります。28万9,100人となっております。それから第三セクターのチェリーランドさがえの入場者数73万6,000人ということでありまして。合わせますと102万5,100人ということでありまして。

確かに、内藤議員の先ほどの御質問の中に150万人ということがありましたが、それから比べる

と若干、年々減少傾向にはあると思いますが、少なくとも土日などはなかなか国道沿いの駐車場はとめるところがなく、裏のほうにも利用している。特にイベントがない日であってもそういうことがあるかと思えます。

特に、平成23年度はいろんな形で足かせがありまして、震災もあって、いろんな県内では1月から2月の月山道の通行止めなどもありまして、さくらんぼの観光客が減った、震災の影響で風評被害で減ったなどということがあって、去年は来場者数も減ってきているということでありました。

情報の発信などについても御案内のとおり、寒河江の日本一さくらんぼの里をシンボルとしたチェリーランドでありますから、本県内外の皆さんに対して観光あるいは物産の振興と文化の情報発信基地としての役割は大いに果たしてきたものと思っているところであります。二つの施設のみならず、観光、訪れる方に対しては国際チェリーパークでありますとかいろんな情報の観光物産センターなどという役割を果たしてきたと思えますし、いろんな案内、情報の観光案内などについても窓口を設置をして努めてきたと思っているところであります。

それから、イベント広場においてもいろんな形でさくらんぼ祭り期間中のみならずいろんな形でイベントの開催あるいは臨川亭などでの茶会でありますとかさくらんぼ会館でのいろんな作品展示なども、それからリンゴとか啓翁桜などの品評会などもさせていただいて、いろんな形でPRを努めているところであります。

そういったところで20年を過ぎたわけでありましてけれども、我々としては寒河江の観光情報発信施設としての役割は、引き続き重要な位置にあると理解しているところであります。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時10分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。内藤議員。

○内藤 明議員 市長からは具体的な数字をお示しいただきましたが、そこで私は先ほど申しあげましたように大変厳しい状況があるなと思っておったものですから、大変厳しいことを申しあげましたが、市長御自身がチェリーランドに行かれて客数が少なくて困ったなど実感として思ったことはないですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 去年は大震災がありまして、そういったことで、その直後というんですかね、そのころは観光に訪れる人も大変少なかったと記憶しておりますが、そういった時期はそういうふう感じたこともあったと思えます。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 もちろん、観光事業でありますから、時期的なものもあるのもわかります。先ほどありましたとおり、さくらんぼ会館などは例えば休みの日はアイスクリーム等の売場が並んでいような状況もわかります。しかし、いつもそういうわけではないんですね。

私はひょっとして、市長や副市長さんは何かイベントのあるときに行ってその数を持って非常に盛況を期しておって、情報の発信基地は十分に果たされていると、こういうことを申されているのかなと思えますけれども、そういうわけではないんですね。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市も株主になっておりますから、株主総会等あるいは営業成績なども見聞きしておりますから、そういったことは設立当初から比べれば20年を経過しておりますから、そういう状況は若干はあると認識しているところではありますが、そういった中でも20年間寒河江のチェリーランドの拠点としての頑張りというものは評価していいのではないかと考えております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ディズニーランドさえ毎回毎回新たな企画をやってリピーターをふやしているという状況を聞いたことがありますけれども、同じ施設でもって数をふやすというのはなかなか大変なことだと思えます。この数字に甘んじることなく何か、何ていいますか、観光客を誘致する新たな手だてといえますか、お考えはございますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 どうしても、ここ20年たつということになると施設のにも大分老朽化しているところが出てきているとも思いますし、なかなか使いこなせていないという施設もあろうかと思えますので、その辺のところを全体としてリニューアルなども考えていかなければならないような、20年経過しておりますからそういう時期にあらうかと思えますので、指定管理者のほうにお願いをしているということもありますから、我々としてはそういう状況があるいは利活用の状況なども十分聞いた上で今後のリニューアルに向けていろいろ検討していかなきゃならんと今思っているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 後ほどお聞きする点について既にお話しいただきましたので、チェリーランドの開設以来の費用対効果については、どのようになっているのかおわかりになればお答えをいただきたいと思えます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど内藤議員のほうから建設時の事業費ということで、御指摘がありました。市の市有施設でいえば工事費は28億円ということですね。それから、株式会社チェリーランドさがえの建設費が17億円、その他の事業費として二の堰親水公園、三色の里などが8億円ということでもありますから、大体50億円強が建設費として投じられたということでもあります。実績報告でいえば例えば平成23年度の株式会社チェリーランドさがえの売上高というのは7億400万円となっております。御案内のとおり、平成23年度は観光客が減りましたのでそういう実績になっておりますけれども、過去5年間の平均でいえば8億280万円ということでもあります。それが大体20年間続いたと御理解をいただきたいと思えます。

施設の維持管理については、市のほうから指定管理者のほうに大体3,000万円弱ぐらい毎年指定管理料として支払っておりますから、その辺のことを考えてみても大変観光拠点施設として充実しているのかなと思えますし、またそのほか従業員の雇用でありますとか観光物産センターに寒河江のさまざまな物品、名産品なども販売しているわけでもありますから、そういった意味での製造元への経済効果などということを考えれば大変大きな、施設全体としての経済効果はあると理解しているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 もっと活性化させてほしいという意味を込めまして申しあげたいと思いますけれども、現在のチェリーランドの案内板、そうしたものについては現況にそぐわないものになっているものがかなりありますね。それから、苦言を呈するわけではありませんけれども、例えば既に使われていないようなチェリードームの催事の御案内なんていう看板もまだありますし、そういうものはやはり撤去するなり書きかえるなりするべきかなと思います。

それからもう一つ、ドームと国際チェリーパークに行く小道といいますか、ありますけれども、あの前に大型バスがとまっているんですよ。あれはもしかするとそこから先に行っちゃだめだよということでの、あそこにとめてあるのか、あるいは何ていいますか、あそこを見えなくするためにあそこにとめてあるのかどうかわかりませんが、常時あそこにとめてありますね。どういうふうを考えてあそこにとめてあるのか、おわかりになればお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど来申しあげておりますが、20年間たっているいろいろな施設等についても老朽化したりあるいは利活用が当初の目的に沿う形でないような形で存在をしたりということがあろうかと思っておりますので、その辺も含めて見直しというリニューアルに向けてさらなる利用拡大に向けて見直しをしていく時期なんだろうと思っておりますし、またいろんなふぐあいな、案内板の話もありましたけれども、その辺のところは適切に対応していきたいと思っておりますし、直せるところは直ちに直していきたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 そうですね、やはり適切に直していただいて、さらに活況を呈するような形でしていただきたいと思っております。

また、リニューアルということもありましたので、ついでに申しあげますが、チェリードームも相当腐食がきております。多分、雨漏りはするかどうかわかりませんが、そんな状況もあるんじゃないかと心配をしております。ぜひその辺のところも特殊な建物ですから、リニューアルするとすると相当金が必要かもしれません。そんなことも含めて今後御検討いただくようお願いしたいと思っております。いろんな形で検討していただきたいと思っております。

それから、時間が迫ってまいりましたので、最後に教育委員会にお尋ねしたいと思っております。

この夏は大変暑い日が続きまして、つまり猛暑ということで表現されておりますけれども、連日のように熱射病ということで病院に運ばれたなんていう話もありました。市内を訪ねて歩きますと、小学校や中学校がもう夏休みも終わって学校が始まっているのに暑くて大変だろうなど、こういう話をよく耳にしたわけでありまして。教職員の皆さんからは超クールビズ、短パンとTシャツでも暑くてたまらんと、こういうお話もありますし、そこで教育委員会にお尋ねしたいと思っておりますが、市内の小中学校で夏期における暑さの対策というのはどのようになっているのか、伺いたいと思っております。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 おっしゃられるとおり、大変な暑さでございまして、私どもも一番思い悩んでおるところでした。

暑さ対策というお尋ねでしたけれども、ソフト面、ハード面での両面から対策を講じているところですが、最初のソフト面といいますか、指導でございまして、例年ですと6月ごろ

に具体的な予防策を各学校に周知徹底を図るということをしてございます。ただ、ことしは異常な暑さが続きまして、県立高校の部活動中に生徒が死亡されるという事態とか、また御案内かと思えますけれども、本市におきましても8月17日のことでしたけれども、中学校の生徒が朝の部活動中に体調不良を訴えて熱中症で病院に搬送されるという事故が生じております。

これらの事態を受けて当方といたしましては8月17日、同日でございますけれども、緊急な校長会を開催して、適切な部活動あるいは教育活動のあり方、児童生徒に水筒を常時持たせる、あるいは体調管理の徹底などについての確認を行ったところであります。

また、県立高校で開催されました、これは村山教育事務所主催の中学校を対象とする部活動担当者会議でありますけれども、本市におきましては中学校だけでなく小学校も含めた全校の担当者が出席し、熱中症予防に関する実践的な研修を受講いたしております。さらに、天候の状況を見ながら折に触れて注意を喚起し、熱中症予防や万一の場合の応急措置体制などについて各学校へ指導を行っているところであります。

ちなみに、8月22日、8月27日、8月30日あるいは運動会等に対しましても電話の指導とか折に触れて指導しているところであります。

次に、施設面での対策でございますけれども、まず冷房につきましては、体調不良の子供たちへの対応として幸生小、田代小を除きます12校の保健室にエアコンを設置しております。学校の先生方には常に子供の健康観察を行い、少しでも体調不良の兆候が見られる子供には絶対に無理をさせないで保健室で休ませるなどの配慮をお願いしているところであります。また、寒河江小学校でございますけれども、「ことばの教室」など構造上の問題や利用形態などの特別の事情により、特に暑さ対策が必要な部屋にもエアコンを設置しております。

教室の暑さ対策としましては、特別教室を普通教室に転用している中部小においては、通気性を確保するために窓の増設等を行っております。また、太陽光が直接入る教室、これにはグリーンカーテンを設置いたしております日差しを遮り、温度上昇を抑えるための対策を講じております。特に暑さのひどい中部小の東棟でございますけれども、1階から3階までを覆うように設置し、2階、3階についてはちょっと伸び切らないということがございますけれども、1階部分については日光遮蔽の効果が十分に上がっていると伺っています。さらに扇風機などの活用などもいたしております。

以上、大まかな対策はこのようなところでございます。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 暑さ対策についてお尋ねしましたが、扇風機などはないよりあったほうがいい、それはわかります。しかし、いろんな対策をとられているということはわかりますけれども、そんな中で例えば体調を崩した子供さんとか教職員とかはいなかったんでしょうか。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 具体的に体調不良を訴えるという子供、そして教職員の実数の数を申しあげたいと思います。2学期始まりまして、8月末から始まりまして、この8月末までの期間、8日から10日間ぐらいの間ですけれども、暑さによりまして授業中に体調不良を訴え保健室を利用したり、早退または欠席した児童・生徒の数は、実人数で申しあげますけれども、小学校が133名、中学校が171名を数えております。これを1日1校当たりいたしますと、小学校で1.3人、中学校では

6.1人という数字となっております。また、教職員についてですけれども、これは小中学校の合計で早退した職員が1名、休みをとった教職員が6名という報告を受けているところであります。

以上です。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 先ほどの質問で一部お答えはあったわけではありますが、こうした暑さは特に障がいを持っている子供に対して非常に厳しいと言われております。そう指摘する専門医もおられると聞いておりますが、先ほどのお話ですと一部については冷房装置が入っているようなお話でございましたが、そうしたことについての見解をお尋ねするつもりでしたが、多分そういう配慮のもとでなされていると思います。

全体的に、一部だけでなくそういう配慮をとられるつもりはないのかどうか。特にこの暑さの厳しい中で心配なのは、情緒的に障がいのある子供、不安定な子供が大変だと言われるわけでありまして、そうしたところを重点的にそうした対応をとられる考えはないのかお尋ねしたいと思いません。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 特に、8月下旬は最高気温が34度から36度の日が続いたということもありまして、室外といいますか、教室内の気温が一時35度を超えるという状況にありまして、子供たちが学習する環境としては非常に厳しい状況にあるものと認識いたしております。特に、先生おっしゃられておりますような障がい児あるいは重障がい児にとっては特にひどい状況にあるものと認識いたしております。

それに対する考え方ですか、そこがお尋ねかと思えますけれども、ただいま申しあげましたように、こういう事情を受けますと今後は何らかの新たな暑さ対策が必要なのではないかと考えておりまして、具体的な対策を申しあげますと、現在実施しておりますグリーンカーテンの設置、この拡大あるいはこれを広めるための指導、エアコンの設置、扇風機、遮光ネットの設置などを考えているところです。

それから、小中学校の各部屋の気温変化に関する調査を現在実施しておりまして、普通教室、特別教室、職員室、調理室など、それぞれの位置やスペース、その利用実態を踏まえまして、どの学校にあるいはどの教室にどういった暑さ対策が必要なのかについて十分まず検討する必要があると考えております。その上で、エアコンの設置も含めましてより効率的な有効な対策となりますように、今後とも具体的に組み込んでまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 最後に、ここが落ちですから、伺いたいと思いますが、近代的な世の中で自然的なグリーンカーテンであるとか、それもわかります。昔ですと、大体校舎の前に南向きにこうなっているわけですが、樹木が大きいのがありましたよね。今、文部省の指導かどうかわかりませんが、ほとんどああいう大きい樹木がなくなりました。

それで、この際やはりエアコン等を全室に設置をする、こういうことが必要なんじゃないかと思えます。もしかすると、皆さん昔のことを考えて、私ら若いころはそんなものなかったなんて言われるかも知れませんが、そういうことで、西村山管内でエアコン等を全室に設置している学校はあるのかどうか。あるいは県内の学校でそうした学校があるのかおわかりになれば教えていただき

たいと思います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 西村山の近隣の学校では教室にエアコンを全面導入というのは聞いておらないところであります。県内についてもほぼ同様な傾向かと思えます。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 中には、夏休みをずらしたほうがいいんじゃないかという話なんかもある人もおりますけれども、そんなことできるわけないんであって、こうした世の中でありますから、将来の寒河江市を担う子供たちのためにこのすばらしい教育環境のもとで学習を積まれるような、寒河江市の教育委員会が率先して取り組まれることを最後に御要請申しあげて終わります。

川越孝男議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号13番について、16番川越孝男議員。

○川越孝男議員 今定例会は寒河江市議会基本条例を制定し、初めての定例議会であります。議員は、議会が言論の府であることを自覚してこれまでの形式重視の議会運営から議案等の論点・争点を明らかにした上で、討議による合意形成を基本にした議会活動を進めることになりました。今、議会は積極的に改革に取り組んでいます。当局においても議会での提言や指摘は真正面から受けとめていただき、議会と当局が相互理解と取り組みを通じて問題の解決や政策の推進をすることが、今強く求められていると思えます。

いやしくも、「上手に肩透かしをかけるのが優秀な管理者」といった誤った考えが以前あったそうではありますが、これからはそのようなことが絶対ないように、市長並びに教育委員長に特段の配慮を求めるものであります。

通告番号13、市政全般について。

まず最初に（1）市庁舎耐震改修免震工事請負契約をめぐる課題と入札制度について伺います。

7月31日の臨時議会に寒河江市役所庁舎耐震改修免震工事請負契約の締結について提案され、賛成多数で可決されました。この臨時議会は委員会付託が省略され、質問が3回で打ち切られたことから後ほど申しあげる課題について審議を深めることができませんでした。したがって、私は賛成をすることができず反対いたしました。

8億円規模の入札を1企業体のみで実施したこと。入札金額が予定価格より9%、8,000万円オーバーして不調となった企業との随意契約をしたこと。それも市の既決予算額に合わせて工事内容の見直しをして随意契約をしたことなどは、私が20年の議員生活で初めてのケースであります。

既に決定しているのに今回質問を取り上げた理由の一つは、市民からの声であります。それは、「今回の不落随意契約は問題があり、これが前例となった場合、今後公正な入札が確保できなくなるのではないか」という指摘が寄せられたからであります。私もそのような心配があります。

二つ目は、こういった場合のマニュアルがなく、担当者の方々が悩んでいる姿を見たからであります。これを放置すべきでないと思うのであります。

誤解されないように申しあげますが、私は前の議決を認めないとか、市庁舎の耐震改修免震工事をすることに異議を申しているものではありません。

私自身、前市長の時代から耐震補強や耐震診断をするように提言してきました。ところが、当局は市庁舎は特殊な建物で構造的に耐震補強工事はできない。したがって耐震診断をやっても意味がないとの見解でありました。したがって、私は設計者である黒川紀章氏に直接手紙を差し上げる中で、耐震性は現在の法的基準を満たしていないことや構造上も耐震補強工事が可能であることが明らかになりました。さらに、市より正式な依頼があれば設計者として無償で耐震診断をしてくれるとの返事をいただきました。そこで、私は市長に正式に依頼するよう申し入れをし、無償での耐震診断が実現し今日に至っているわけであります。

一日も早い耐震対策の完了を望んでいるものであります。もちろん、今回の工事を担当する企業体についてどうこういうものでもありません。問題なのは、これまでに例のないケースであります。今回の扱い、いわゆる入札制度や請負契約の仕方いかんによっては、今後公正な入札を執行する上で問題が懸念されるからであります。そこで具体的に伺います。

一つは、当局は今回の入札が不調に、1社きり申し込みがなかったということで、ルールを改正して2回目の入札をやったという説明がありました。そこで寒河江市事後審査型条件つき一般競争入札施行要綱を見ているわけでありますけれども、そこにそういったルールがどこにも見当たらないわけであります。どこにどのように規定されているのか、まずお尋ねをいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 具体的な答弁を申しあげたいと思いますので、財政課長から御答弁申しあげます。

○高橋勝文議長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 寒河江市事後審査型条件つき一般競争入札施行要綱に、ルールを改正する場合にどこにあるかということですが、この要綱につきましては競争入札に関しましての要綱でございまして、条例改正とかそういうものについての規定はないところでございます。

そのようなことから、入札に関する制度の改正・修正につきましては寒河江市工事等指名競争入札審査委員会の規定に基づいて審査会で審査した上で実施するというところでやっています。

以上でございます。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 課長の説明を補足しますが、「私の質問と違うんです」の声あり）入札の施行要綱の第6条に入札説明書の交付ということがあります。この入札説明書については施行要綱に基づいてつくっておりますので、今回のルールの改正はこの入札説明書の中の改正ということでありませぬ。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 私のお尋ねしたのは、これまで2社が入札に参加しない場合には入札が成立しないので中止しますというのがルールだと思うんです。そのルールを今回、1社でもよいとルールを改正したということであるならば、そのルールが以前のもので今回改正になったものがこの要綱の中に示されているのではないかという立場からのお尋ねなんです。

もちろん、山形県はきちっとなってます。県の要綱では、したがって、どこに以前のもので今回改正したものが要綱のどこに記載されているのかということが一つ。

それから、これまで2社としたり、一問一答ですけれども、先ほど答弁ないからその部分ちゃ

んとしてほしいということです。

これまで2社以上とした理由は何、どういう理由で2社としていたのかお聞かせをいただきたいと思ひます。

○高橋勝文議長 一問一答です。那須副市長。

○那須義行副市長 先ほど申しあげましたように、2社以上なければ入札を執行しないというのはこの入札説明書の中に記載しておりますので、その入札説明書、要綱に基づく入札説明書のルール改正を行ったということであります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 したがって、それは入札に向けた、当たっての説明書というのは今回の個別の入札の案件です。個別の、市庁舎の耐震改修工事の入札です。ルールとしては要綱の中にきちっとあるべきだと思ひんです。県はもちろんあります。県などと同じようにそういうふうにするべきだと思ひます。

これはあと、何ぼ言ってもだめだと思ひますので、これがないということがわかりました。

わかりましたので。ないです。ないので申しあげたんです。

それで、これまで2社以上とした理由、その根拠を教えていただきたいと思ひます。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 寒河江市では平成20年3月にそれまでの指名競争入札を変えまして、主に談合の防止等が目的であります、一般競争入札を導入したところであります。それまで、通常見積もり合わせであれ入札であれ、通常ルールでは2社以上の比較をして低いほうをするという、基本的な原則がありましたので、その形を踏襲しているところであります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 そこはわかりました。

それで、見直しに当たっては今回どういう形でなされたのかお聞かせをいただきたいと思ひますが、担当課、財政課のほうから聞いたら持ち回りでしたと。持ち回り、10人の指名審査委員会でこの見直しをした、そして持ち回りでやりましたということでありました。

ところが、県にお伺いをして、県に照会をしたら県でも既に1社でもやっているの、寒河江市のルールも改正するとできるんですよという趣旨の県からの話があったので、寒河江市でもルールを改正して2名でなくて1名でもできるとしたと議会には説明を受けています。

しかし、県のほうも確認をしましたら、県で1名にした理由、何で県で1名にしたのかという部分では平成14年から電子入札の本格実施がまずされたということなんです。それから、建設工事の一般競争入札における応札可能業社数を確保するために地域要件を拡大をしていますと。それから、平成11年9月1日から外部委員による入札監視委員会が設置されているんだということで、2社でないだめだと先ほど副市長からあったような部分を、1社であってもそういうシステムの中でチェックをしていく体制をつくっているんだということ。

それから、先ほども申しあげましたけれども、こういうルールの変更について、県の場合要綱の中に明示されています。明示は標準公告文書別紙という形で。それから標準説明書という形の中で出ているんです。きちんとそこの中に要綱の中に別紙という形で出ているんです。そこに、前は複数社だったのが1社でもいいと改正なって出ているんです。

寒河江の場合はない。今回の市庁舎耐震改修のための公告文書とそれから説明書、これを回して指名審査会に回して決済というか、了解を得たと所管課長であり、今回の担当しているところからお聞きをしています。

それから県では1社にしても不落随契についての実質的な運用は予定価格の1%オーバーが限界です、それはなぜかという入札監視委員会などがあって、後にこの入札はだめとなった場合に大変なことになるので、そういう運用も定めてやっていますということであったわけでありませう。

したがって、県で2社だったやつが1社でもいい。県ではもうやっていると報告、照会をしてそういう話をいただいた後、市の指名審査委員会の中でルールを改正するときこういう議論がされたのか。持ち回りなどということで、個別の入札の説明書を持ち回りなどというのではなくて、一堂に会してそういう協議はすべきだと私は思うんですけども、このことについての見解、事実経過も含めて教えていただきたいと思ひます。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 それでは、いろいろ市の入札の制度と県の入札の制度、それは基本的には絶対件数が違いますので、いろいろやり方が違うところが基本的にあるということはまず御理解をお願いしたいと思ひます。

それでは、手続についてお答え申しあげますが、契約、入札等に関する制度の改正は先ほどからお話がありました寒河江市工事等指名競争入札参加者審査会規定第3条第2号の規定によりまして、審査会で審査をした上で実施することとしております。これは審査会委員は契約、入札等の制度に精通していることから、その審査により制度改正の精度を高めるために行っているものであります。

審査会は毎月10日と25日前後に月2回のペースで開催しておりますが、定例会の審査で間に合わないような事案の場合は、持ち回りで審査を行っているものであります。持ち回りの審査は事案の担当課が一人一人の委員に内容を説明し、その了解、決裁を得る必要があることから、会議形式の審査会よりその審査がより詳細になることもございます。結論として会議形式であれ、持ち回りであれ、同等の審査が行われているところであります。

以上です。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今回のケースというのは、見直しというのは大きい見直しだと思ひます。それで持ち回りだけでは、その10人の委員が県で今まで2社でないとだめな1社にした理由、1社にされたそうだけれども、そうした場合にさまざま心配されるわけですが、そういうものを県ではどういうふうにフォローしているのかということはその委員の中から全然出ないというのが不思議でなりません、私自身。市の指名審査委員の10人のメンバーがそういう疑問を持たないということ自体が、8億円の仕事をする、こういう大きいことでありながら公金を使うものでありながらそういう意見が出なかったというのが不思議でなりません。

そして、このどういう形でそのものが決定されたのかということがこのルールでありながら、指名審査会が情報の非公開になっているためにどういう議論になったりどういう話し合いになってそれが決まったかということは市民に明らかにできないと言われるんですね。

ところが、私は確かにそれぞれの業者さんの資格を審査する場合の内容の部分などはこれは非公開でいいんだと思ひます。しかし、こういう入札制度そのものなどというのは、やはり市民から理

解されない制度の中でやっていったって行政に対する信頼というのは勝ち得ないと思うんです。したがって、今現在こういう制度の見直しについては今のルール上は指名審査会自体が非開示になって、非公開になっていますからできないんですけども、この辺については私が今言ったような問題意識を市長は持てないのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今回の免震の工事については御指摘もありましたが、我々としてもなかなか例のないような事態の中での対応ということがあったわけでありまして。

御指摘のとおり、一日も早い市庁舎の安全確保の面での取り組みと御理解をいただきたいと思いますが、その過程の中でさまざまな入札をめぐっての現状の制度、システムというものについての一つの新たな石を投げられたのかなと思います。そういうことで今回の事態というものを十分検証しながら、今後のいろんな全体の審査会のあり方なども含めて全体のシステムの取り組みというものをより透明性を高めるための取り組みというものも必要になってきていると認識しているところでもあります。

○高橋勝文議長 この際暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午後 0時01分

再 開 午後 1時00分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。川越議員。

○川越孝男議員 午前中に引き続きお尋ねをしてみたいと思います。

午前中、市長からは初めてのケースでさまざまな問題点もあるようなので、今後検証しながら改めるべきは改めるという言葉はなかったですけども、そういうことで対応されるんだろうとお聞きをしていましたけれども、やはり直すにしても現状どこがどういう問題があるのかということ、執行部も私も市民という立場あるいは議員という立場で、市民の側から見て何が問題なのかということをお互いに認識をし合うということが極めて重要であろうと思いますので、引き続きお尋ねしたいと思います。

それで、今回の契約は実質的な不落随契であったわけでありましてけれども、寒河江市で不落随契の運用についてのマニュアルがあるのかどうなのか。何かないような話もあるし、それぞれの入札を担当するところでは事務の流れを定めた文書があるんだとかばらばらなようでありまして、きちっとしたあるのかないのかと、ないとすればその必要性についてどのようにお考えになっているのかお尋ねします。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 不落随契の具体的な運用と申しますか、マニュアルについては財政課のほうで一般競争入札、指名競争入札、その際の競争の具体的な入札の仕方というものを例示をしております、その中で不落随契の場合のやり方についてはそういう形で定めております。

ただ、県のように非常に工事の件数多くてなおかつ県内各箇所で行っている場合には、先ほど議員のほうからもありましたように大体1%程度を目安にして不落随契をやるということではありますが、ただこれは一般的な工事についてはそういう基準で寒河江市の場合も明確な基準はありませんけれども、相当近い場合にそういう形でやるということ運用しております。ただ今回のように、

極めて特殊な工事で、なおかつ入札の参加者がいろいろな事情で1社しかなかったという例は今までもありませんでしたので、こういう特殊な例、特殊な事案の場合はその場で入札、執行者が判断をしながらそれを執行する、対応するということになるかと思えます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今回のケースは特殊だと言われますけれども、特殊な事態が起こり得るわけですね。したがって、マニュアルというのはそういう特殊な事態があったときにどうするかということ寒河江市自体の入札のあり方として決めておくのが、私はマニュアルだと思うんです。それぞれの入札を執行する責任者がばらばらな判断になったら困るわけですね。そのためにマニュアルをつくる。

冒頭、私申しあげました。担当者が悩んでいます。こういう状態を放置してだめなんじゃないでしょうかというのが私の問題意識なんです、市長。したがって、そういうことをやはり受けとめてほしいと思います。

それで、やはりきちっとしたものをこういう状態のときにこそマニュアルというものは必要だと思いますので、つくっていただきたいと思いますが。市長の見解をお尋ねします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 午前中にもお答えを申しあげましたけれども、初めてのケースということもありましていろいろ対応を模索しながらしたという、取り組んだということもありますので、そういった中で、マニュアルなどについても必要性については今後大いに検討課題とさせていただきたいと思えます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひ、そのようにお願いをしたいと思います。

それで、今回の不落随契の問題点として、私ことし7月20日議会に対する説明、それから31日臨時議会で提案された説明などお聞きをしますと、やはり設計の変更ではないかなという思いをします。

それで、昨年8月19日の定例懇談会にこういう資料をつけて議会に説明会がありました。建てかえをした場合、あるいはさまざまな方法で免震補強をしたいと、金はかかるけれどもという中で免震改修についても二つの案が設計会社から説明を受けていると。

免震改修A案、これがこの間ずっと私どもに説明され、今回の入札でも示された設計です。というのは、外から掘ってきてコア柱の下に免震装置をつけると。したがって、1階から5階まで、実質的には4階までですけれども、庁舎の平常業務には何ら差し支えなく仕事できますというのが免震改修A案でした。

しかし、今回臨時議会に示された不落随契の中身は免震改修B案なんです。B案が1回の床を壊してするという工事。したがって、1階部分は使えなくなるし、仮のものも外にしなければならないという、明確に、そして金額もこちらのほうがこれだけ安いですという金額もはじき出されてA案B案が議会に説明され、そしてこれは昨年9月4日山新にも掲載されています。

こういうことからすれば、明らかに今回の不落随契の中身というのは設計の変更じゃないですかと、変更なのではないかと私自身は思うんです。

そこで、議会のこの前の説明では不落随契であっても地方自治法施行令第167条の2の2項で、私は変更というのは制限があるんじゃないですかと言ったら、いやできるんですという本質的に結

果さえ同じであれば変更できるんではないかとおっしゃっていただいておりますけれども、この条項からして、施行令からして変更できる事項というのは何なのか教えていただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 今回の契約が設計変更でないかと、また地方自治法施行令167条の2第2項からして変更できる事項は何かということについてであります。前回の臨時議会でもお話を申しあげましたとおり、施行令167条の2第2項は「最初競争入札にするときに定めた予定価格、その他の条件を変更することができない」と規定されておまして、その他とは「品質を落とす等契約の要素となっている事項」というものを指してあるというのが行政実例の解釈であります。

今回の工事は、庁舎の支柱に免震装置を設置するという工事であります。土工事、いわゆる土砂を場外に搬出したり、でき上がった後に搬入したりするのは、工事の品質そのものにはかわりはないということでもあります。また、設計に関しては、基本的に設計というのはごらんになった方がおられるとわかると思っておりますが、例えば今回の場合であれば単純に申しあげますとこの地下の部分から8,000立方メートル、概数で申しあげますが、8,000立方メートルを外に出して工事が終わった後にここに2,000平方メートルぐらいだと思いますけれども、ちゃんと埋め戻しをするというのが設計書であります。だから、その設計書については確かに1階の床の部分を取り出さないものがそこに含まれますので、少しはふえますが、それは設計書自身は8,000立方メートルという形で概数で、土砂工事そのものはかかっておりますので、その概数の誤差の中に十分含まれる数字であることから、設計書の変更等は何も要らないということで、当然予定価格も変わらないということで、今回については地方自治法施行令第167条の2第2項に抵触しないという形で判断をし、随意契約を行ったところでございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 私は、そういう説明を受けても、私の感覚が異常なのかどうかわかりませんが、理解しがたいんですね。

先ほど申しあげましたように、昨年8月19日免震工法で、どちらも免震工法なんです。免震改修A案、免震改修B案がこれです、B案がこれです。二つ違う工法を議会に示したんです。そしてB案が中からするもので、こっちは安いですが、金額も出ています。A案は外からして1階から4階まで全部使えます。しかし金額高いです。これでやるんではないかと。ところが、今回の不落随契の中身はこちらのB案の中身になっているんですね。何ぼそういうふうに言われても私はなかなか理解できません。

それは、副市長はそういう見解なんでしょう。しかし、もう全世界にインターネット配信になっているわけですから、専門家の皆さんもいっぱいいらっしゃると思います。私はB案であり、設計の変更で不落随契の政令からするとちょっと問題があるのではないかと思います。これは私の考えであります。

したがって、この点は再度設計の変更でないかということだけは申しあげておきたいと思っております。

次に、20日の議会に示された中で23日の不落随契に向けた設計事務所との協議結果、これがあろうかと思います。協議が調ったならば23日に随意契約の仮契約をし、31日臨時議会に提案したいと言われ、そしてそのように進んでいって31日臨時議会に提案されたわけでありまして。

したがって、設計事務所との協議結果というのが記録としてあるんだと思っております。これを示して

いただきたいと思うんです。

ところが、事務当局にお尋ねしますと存在しないと言われたんです。存在しない、協議結果が。そんなこと、8億円の仕事をしながら地方自治体の仕事としてそのようなことはあり得ないと思うんです。なぜならば、市長が決裁して議会に提案しているわけですが、その協議に市長自身が入ってやっているわけでないわけですから、したがって担当事務方でそういう協議をしてこういう結果になりましたということをして市長に報告をし、決裁を受けて議会に提案されているものとは私は理解をしています。そうしたときに、当然市長が決裁するためにはそれなりの書類があつてしかりだと思えますけれども、このことについて市長の見解をお聞かせをいただきたいと思えます。市長がいい。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 経過を含めてお話を申しあげますと2回の入札が不調になりまして、市では大震災後の隣県等の入札の状況や中央の大手建設事業者の動向など、総合的に勘案しまして施行令167条の2第1項第8号に基づく随意契約を目指して入札参加者に見積書の提出を23日までということに依頼をしたところです。

その際、事業参加者と黒川紀章建築都市設計事務所と両方でいろいろ協議をしていただいて、それにいいような予定価格の範囲内で工事が施行できるようないい提案をぜひ協議をしていただきたいという形をお願いをしまして、先ほどA案とB案と川越議員からお話がありましたけれども確かにA案をベースにしてB案の一部いいところを取り入れたような形の提案なことはあったことは確かだと思えますが、A案からB案に変わったということでは決してありませんので、その辺は誤解がないようによろしく、いろいろ設計事務所と入札参加者の協議の中でそういう提案といいますか、結果的には23日に見積書の金額という形で具体的には出てまいります。

そういうことで、協議を行ったのは設計事務所と入札参加者との間の協議でありますので、結果的には見積書の金額という形で来ますので、その協議内容については市のほうではその中には入っておりませんので、それについては市のほうには何も文書はないと、そういうことになるわけでありま。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 7月20日、議員懇談会にこういうふうに説明されています。

市が、これまで説明してきた方法では実行できない状況であります。このため、でき上がりが市が設計した内容と同じ仕上がりとなることを前提に戸田建設・高松木材特定建設工事共同企業体から提案してもらい、これを設計管理を委託している黒川紀章建築都市設計事務所と協議をしながら進めているところであります。この協議が調べば今月23日に随意契約の仮契約をしたいと考えております。

こういうふうに答えているんです。したがって、市がこれして、その協議の結果報告されて、そのことが2社だけでないわけです。設計屋と施工者だけでなく、発注者は市なわけでありまから、市がその判断をしてそして議会に提案を市長がそれでよしという決裁をしたわけです。するには金額だけではないと思うんです。本当に金額だけでしたというのであれば、これは新たな問題があると指摘をしながら市長の見解をお尋ねしたいと思えます。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 今、川越議員がおっしゃられたことは、先ほど私が言ったことと全く同じことでありますので、そういう設計の事務所と入札参加者、施工者に結果的になります。施工者がいろいろこの予定金額の範囲の中で施工できるいろいろなものをお互いに協議をしながら、そういう形で来た中でそういうお話があったということで、結果的にはそれが見積書の金額という形で出てくるわけでありまして、文書的には何も残っていないというのは先ほどお話し申し上げたとおりで、川越議員が今おっしゃられたような結果がそういう書類として残っているということでございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 やはり、何が、言っていることが食い違っているんですね。こういう状況でももちろんそれは市がそういう形でやってきたんでしょう。しかし、市民の皆さんも専門の方々もこの状況を見てこれは問題だという指摘も私にありました。したがって、私は協議したのであるならば金額だけでないわけですね。

もちろん、結果的にA案のやつから話し合いしてB案になりましたけれど（「B案の一部」の声あり）B案の一部と言いますけれども、B案なんですよ、肝心な部分が金額も含めて。市長、ね。そのことが理解できないんだとすればこれはどこまでもすれ違いだと思えますけれども、これは、ぜひ市長から見解をお尋ねをします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 A案B案というようなお話であります。金額は変更はしていないわけですね、基本的には、予定額は。それは変更はしていない。ただ、その工法の一部についてB案の部分を取り入れている。そしてここでB案を見ると期間とか何かはA案を使っている。A案そのものですから、B案の一部を使っているということでもありますから、いずれにしても先ほど副市長が御答弁申しあげましたとおり、設計事務所と入札参加者の協議の中でそういう形で対応できるという、その結果を受けて市のほうでは対応を進めてきたというのは事実でありますので、御理解を賜りたいと思います。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 時間どんどんなくなっていくわけでありましてけれども、その部分で極めて重要ですので、設計変更でないと申されますけれども、一部取り入れたんだと言いますけれども、極めて重要なのは庁舎、1階から4階まで全部仕事できるという、これがA案なんです。B案はそうでない。金額も安い。金額が、8,000万円の開きが、入札設計では開きがあったんです。そこを合わせるためにして、そもそもB案は安かったんです。去年の説明の段階から。したがってここは、何ぼ言ってもだめだと思えますけれども、市長からも今見解あったので、金額は変更ないと言うけれども、B案のやつですから金額そこさ、A案の金額さ合わせているということだから、これは私専門家でないからわかりませんが、専門の人は実質的な金額の変更になっているんです、こういうふうにした場合は、そういうふうに見るのが専門家の見方ですということもありました。

したがって、私はそこはわかりません。専門家でありませんから。したがって、そういう見解がもうみんな、見ている人は、私は設計変更だと思います。ということでもあります。

それで、この関係についてだけ時間とりませんので、改めて市長、見直しをするということでもありますから、今後見直しの際に意見を申し上げていきたいと思えます。

それで、今回のこの工事をやることによって5階部分というのは利活用というのはどのようにな

るのか教えていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 5階部分については、別に免震工事をするしない関係なく、もともと利用していたわけですね。そういうことから今でも利用は可能ですけれども、ただ誰が考えても上のほうが重くて、重ければ重いほど振動の影響は下のほうに大きく出る、そういう感覚で5階の書類については全部今寒河江服装専門学校跡地のほうに移動して上のほうを軽くしているということで、できるだけ地震に対しての安全性を高めましょうという形でしておりますので、それについては今後とも、利用することは可能ですけれども、それは地震に対する耐性といいますか、そういうものを強めるために今後とも5階は使わないような方針でいくつもりであります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 もちろん、工事中地震来れば困るわけですから、あけていく状態というのはわかりますけれども、今回8億円の金を使って耐震補強、免震改修工事をやりながら、そして向こう30年は業者自体は大丈夫であろうと言われておったわけでありましてけれども、それもこの庁舎全体をきちっと使っていくんでなくて5階部分は今と同じように空き家にしていくということでの今回の工事なのか。いやきちっと、設計上はきちっと使えるんだということなのか、ここはきちっとお金をかけて設計してもらって工事やるわけですから、その部分きちっとお聞かせをいただきたいと思っています。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 もともと、建物自身の加重そのものができるということで最初の設計も出ていますし、今回の免震の工事もその設計を踏襲してやっていますので最初から5階はそういう書庫として使うという設計のもとになっていますので、当然今回免震工事の中に前提として含まれていますので、使う気であればそのまま使えるという形になります。

ただ、先ほども申しあげましたように、地震によって倒壊するという被害だけではなくて、やはり地震によってひびが入ったりガラスが割れたり、それから物が倒れたりという被害を、倒壊する危険のほかにそういう被害の心配もありますから、そういう被害を少しでも軽減するためにやはり頭のほう、上のほうは軽くすると、そういう努力をするのは当然のことでもありますので、そのような形で今後ともやっていきたいということでもあります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 そのことについても私は、最初から倉庫として使える設計であって、それは前の建築基準法の改正以前であったから改正になって耐震力がないから、そして今回、現在の耐震力に合うように改修工事をするわけですから、使えるというのが大前提だと思うんです。

今、寒河江女子専門学校ですか。もとのところに保管しているといっても、その保管自体だって非常に心配な状況だと思うんです。本当にでき上がってここに入れられる倉庫が5階にあのスペースがあるんだったらそこに入れるというのが耐震工事をした、基本的な趣旨の一つであろうとは思いますが、これは答弁要りません。

それで、5分きりなくなりました。

次に、小学校の調理業務民間委託の課題と市教委の姿勢について伺います。いじめ、自殺をめぐって教育委員会の閉鎖的な姿勢や体質が連日のように報道されています。本市においても、調理業

務の民間委託導入時の争点の一つに、民間委託することによって調理師の学校行事に参加できなくなるので反対との声がありました。しかし、市教委は市の調理師同様に出退時間や出勤日数、学校行事への参加など学校長の指揮のもとでやるので問題ないと言われましたが、労働者派遣法の関係でできなくなりました。今度は、調理師の中から責任者を選任し、責任者の指揮のもとできるとして委託契約に盛り込んできました。

ところが、本来調理業務を受託した事業所の従事者が学校行事に参加すること自体、問題があるわけであります。そのことが職安法に抵触するおそれがあることを指摘したのに、市教委は労働局に確認したが、「調理業務は受託業者の現場責任者の指揮監督のもと行われており、法に抵触することはない」とすりかえ答弁をされました。

労働局で本当に問題ないと言ったのか、それとも正確に教育委員長に伝わらなかったのか。正確な報告がなされたのにあのような答弁をされたのか、真相はわかりませんが、問題が残ります。これでは市教育委員会に対する信頼が揺らぎます。

ことし4月から契約更新をされた西根小学校の委託契約の内容を見ると、民間委託導入時から市教委が言ってきた市の調理師同様に学校行事への参加などはなくなっています。導入時心配されたことが現実になっているのであります。市教委には問題提起されていること、指摘されている課題について正面から受けとめていただき、互いに知恵を出し合い改善解決を図る姿勢を持ってほしいのであります。そのためにはまず問題点についての共通認識を持つべきと思いますが、教育委員長の見解をお尋ねいたします。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 時間もないので、私からも簡明にお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、ただいまの御質問につきましては平成22年6月の議会で私への一般質問、それから同年9月議会で本会議での質疑がございました。その後、同じ議会の決算委員会で議員のほうから来賓のほうからいろんな質問が出され、そのことについては私どもも一連の答えをしてきたところであります。

それで、最終的に申しあげますとこの年の9月議会の後10月1日に仕様書の一部を変更し、仕様書ですから、当然契約の一部ということになりますので、契約の変更をしてきたという経緯があります。このことにつきましては、私の基本的な考え方でありまして、まずは運用の面で誤解を招かないようにするという点もあったわけですが、考えてみますと学校等の行事につきましては第三者から見ればわかりにくい話でございます。

それから何よりも議員からただいま申しあげましたように、一連の質疑がございまして、私どもも基本的には議会は尊重すべき、真摯に対応すべきということがございまして、そういう議員からの御指摘も受けて、それから当時は請負については派遣との関係で極めて厳しく運用すべきという背景がございました。そのようなことがありまして一部変更に至ったわけでございます。私ども、決して、何ていうんでしょうか、逡巡するということではありまして、議会に対しては極めて真剣に対応してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく御理解賜りたいと思っております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 通告はもっとあったわけでありまして、時間になりましたので、これで私の一般質問を終わりたいと思っております。

ありがとうございました。

発言訂正の申し出

- 高橋勝文議長 渡邊教育委員長から、発言の訂正について申し出がありますので、議長においてこれを許可します。渡邊教育委員長。
- 渡邊満夫教育委員長 先ほど、内藤議員の質問の中で、西村山地区において全室にエアコンが設置されている学校はないのかという御質問がございました。それに対し、私はありませんというお答えをしたわけでございますけれども、大江中学校で全室にエアコンが設置されたということがわかりましたので、おわびの上発言を訂正させていただきたいと思っております。

荒木春吉議員の質問

- 高橋勝文議長 通告番号14番について、11番荒木春吉議員。
- 荒木春吉議員 私は新清・公明クラブの一員として、通告14番について質問しますので、教育委員会の御答弁よろしくお願ひいたします。

2002年4月から始まった教育内容3割削減、総合的学習時間の創設、学校完全週5日制の実施、薄い教科書の配布等々は10年が経過しました。2007年からは「脱ゆとり」を目指して全国学力調査が開始されました。

今春4月より毎日新聞の週1コラム「時代の風」に登場した山際寿一京大霊長類学教授によると、人間の脳はコストの高い器官で、間違えた、済みません、最初に戻ります。

教授によると、人の子供の脳は12ないし16歳までが成長を続けてゴリラの脳の3倍になる。人間の脳はコストの高い器官で成人でも体重の2%しかないのに摂取エネルギーの20%を費やしている。成長期の子供の脳は45ないし80%のエネルギーを要する。そこで、人は身体の成長を後回しにして脳の発達を優先するように成長期を伸ばした。おかげで頭でっかちの手のかかる子供をたくさん持つことになったのだそうです。

「学校教育で一番大切なのは大学ではなく義務教育だよ、小中校にいい先生を集めて、それには月給を高くしなければならない」と田中角栄は言っております。

去年の東日本大震災で中止された全国学力調査が理科を加えて3教科で実施されました。まずその結果と分析等について伺います。

- 高橋勝文議長 渡邊教育委員長。
- 渡邊満夫教育委員長 お尋ねいただきました全国学力・学習状況調査につきましてですが、平成19年度より全国の小学6年生及び中学3年生全員を対象として開始されたところでございますが、その後平成22年度からは調査方法が約3割の抽出調査に変更されたところであります。その結果、全国的な児童生徒の学力等の分析を行うことにより、国の教育施策の成果や課題を検証し、改善を図るという当初の目的は維持されたものと思っておりますけれども、全ての学校で実施するわけではないため、学校あるいは市町村レベルでの実態を把握することは困難になっているというのが現状であります。

ただし、既に公表されておりますように都道府県レベルでの集計を行われておりますので、こうした結果を参考としながら本市におきましても今後の指導改善に役立ててまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 済みませんでした。

私は事前調整が順調にしていなくていきなり勝手な注文をして、よく考えてみますと文部省は学習指導要領と教科書をつくるのが仕事。県段階では先生の人事。市の段階ではハードの整備というのが多分3つに分かれている仕事なんだろうと思います。私の聞いた、全国学力調査というのは文部省の調査でありまして、市の教育委員会としては関与できないというか、文部省の調査は抽出で3割しかできないということなので、私は検討違いの質問をしたのかなと思っていますので、市の段階でいろいろな調査をしていると聞きましたので、それについて報告があればお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 本市独自でもないですけども、本市は本市としての国とは別の調査をしてございますので、この点については教育長から答弁いただきます。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 それでは、私から議員の質問にお答えいたします。

寒河江市ではいわゆる教研式NR Tという全国標準の学力検査の用紙があるんですけども、それを予算化してそれを活用しております。もう何年来と長い年月にわたって同じ様式の教研式NR Tという標準化された学力テストを使ってその結果を活用しているところであります。

この学力検査は個々の児童生徒の学力を診断し、学校での指導を改善に役立てるために全国的に最も活用されているテストでありまして信頼性・妥当性があると言われております。県内どこの市町村でもそれは使っているんだと私は認識しているところであります。

本市では、小学校2年生以上全員を対象に国語と算数についてやっておりますし、また学年に応じては社会・理科・英語について実施をしているところであります。

以上です。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 では伺います。実施しているのはわかりました。その中身ですね。私が聞きたいのは、どういういい点があり、生徒の至らぬ点があるのかということをお聞きしたいんです。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 それではお答えいたします。

本市では市の教育研究所というのを設置しているわけでありまして、その市の教育研究所に学力対策委員会というものを組織しておりまして、各学校の代表から成る委員が各学年・各教科の結果を分担して分析しておるところであります。

この結果は実施は4月中にするわけでありまして、1学期中にはそれをまとめて各学校に配布してそれぞれの学校がその結果をもとに自分の学校の子供たちの様子も分析しながら2学期以降の指導に役立てているところであります。

今年度の結果について申し上げますと、全教科をトータルした学年ごとの平均偏差値50が標準化

されたもの50が全国平均ですよという学力テストのものでありますけれども、学年ごとの全平均偏差値は全ての学年で全国平均を上回っている状態であります。また児童生徒の偏差値を5段階評価の分布であらわした状況を見てみますと、普通ですとその標準化された学力テストは1から5の段階まであって3の段階が一番山が高いというのが一般的な分布の曲線でありますけれども、我が寒河江市では小学校の段階を見れば、要するに4の段階の子供が最も多い。つまり3から4の段階に山があるという評価でありまして、1や2の段階が少なくなっているということになります。

中学校におきましても、最も多いのは3の段階なんですけれども、やや4の段階のほうにシフトが移っているのかなど4の段階のほうに山が近くなっていると、こういうことであります。その分、1や2の山が少ないという状況でありますので、このことは本市で進めております児童生徒一人一人の個に応じた指導というものに力を入れているわけでありまして、その指導の成果が上げられて子供たちが「わかる」、「できる」授業になっているんじゃないかなということ、一定の評価をしているところであります。

一方、今度は全体の平均でしたので、教科別に分析してみますと、国語・社会・理科・英語では全ての学年で全国平均を上回っているところであります。特に国語につきましては各学年とも全国平均を2ポイント程度上回っているという状況であります。しかし、算数・数学では全国平均をわずかに下回る学年があり、全国的にも全体的にも他教科に比べるとやや低い傾向がある。算数・数学は学習内容が非常に系統的でありまして、学年を経ながら積み上げていくという教科でありますので、各学校あるいは学級のレベルで落ちている領域とか単元を十分把握をしながら適切な指導計画を立て、授業の内容の改善を図っていく必要があると言えますし、各学校ともそれぞれ先生方で結果を分析しながら対応をとっているところであります。

また、割合的に少ないとはいえ、1や2の段階にいる児童生徒も実際あるわけでありまして、学習内容が十分定着していない、やや学習がおくれがちなお子でありますけれども、そういった子供に対しても私たちは特段の配慮をしながら対応していくことが必要になります。したがって、こうした児童生徒に対する個別支援、一人一人に応じた支援をどうするのかというのが今後の私たちの大きな課題となるかと思っております。

以上であります。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 私、結果聞いていて、耳が痛いんですが、国語は全国平均を上回って、算数・数学はだめと自分の成績を言われているようでしゃくにさわりますが、いいところは教科書を厚くして、図書館の本はいっぱいにして、余りパソコンとかなんかはいじらなくしてますます伸ばして貰って、数学というのは世の中に出ればすごく役に立つと思うので、そこに至らない点はいろんな手だてをして何とかして改善してもらいたいなと思っております。

先日というか、土曜日、私、中部小学校の運動会に行ってきました。見た感想を言います。

よかった点ね、一つ。マーチングバンドが男の先生の指揮者と女の先生の副指揮者というんですね、今。ラプソディーインブルーというか、ガーシュウインのあれをやっていましたが、小学校の金管バンドの段階で指導者は2人でやっているなんていうのは、私聞いたことがないので、校長先生に聞きました。あれは役割分担しているんですかと、聞きましたら、男の正指揮者は音楽面を担当し、女の先生は反対側について、足の運びというか動き方を指導しているんだという校長先生の

話でした。たった1曲のためにこんな至れり尽くせりをするのかなと思って大変感心しました。歌のできはともかくとしてそういうふうに一生涯懸命やろうという先生の姿、それは大変いいことだと思います。

山際さんも言っていますが、教育の目標は、気は優しく力持ちが一応目標ですから、要するに桃太郎ですね。が目標であります。そういう思いやりの子どもを育てるためには何がいいかというと、共食と音楽からと言っています。共食というのは要するに一つのテーブルを囲んでいろんな人と食事をするということです。今、欠食とか個食なんていう問題になっていますが、とにかく食事するときは親子でも何でもいいんですが、1人以外じゃない、複数で食べる。音楽というのは何も赤ちゃんを育てるためには子守唄が必要ですから、情操教育のためには音楽も一つの手段かなと思っています。

中部小学校の場合ですが、金管バンドなんかはお祭りにも出るらしいですが、そういういいところは伸ばしてってもらいたいなと思っています。

あと一つ、見て、ちょっとって思ったことがあります。エールの交換で応援団の人が前に並んだわけですが、私は運動会というリレーと騎馬戦ぐらいしか頭にありませんが、肥満体の子供がいるんですね。昔では見られなかった、はっきり言うのでぶですね。そういう子供は果たしてリレーやら長距離走なんかできるのか。股ずれが起きて歩けないのではないかと考えています。

何で今の児童生徒の中に肥満体の子供がいるかという、多分過食か運動不足かどちらかだと思います。これは、学校だけの責任ではありませんが、ぜひそこら辺の指導もしてもらわないと日本の21世紀は危いのではないかと自分では思っています。

多分、小中校の段階ではそんなに、穴だらけというわけではないでしょうが、いいところは伸ばしていきめの細かい対応をしていただければなと思っています。何か意見があれば。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 用意したのは、学力テストの活用策についてということでありましたけれども、その中でこの学力テストにも大いに絡むんですけれども、今議員のお尋ねとも関係が大いにかかわると思いますので、お答えいたしたいと思います。

学力テストの活用策で三つをここで答えたいと思ったんですが、その一つに昨年度から実施しております「さがえっこ育みアクションプラン」というものがございます。これをさらに推進してまいりたいという旨お答えする予定でございましたけれども、ただいまの質問の中にありましたとおり、何ていいますか、生徒たちの早寝早起き朝御飯などの生活リズムがきちんとしている児童生徒や地域での体験活動の機会が多い児童生徒、こういう子供たちは学力が相対的に高いという、相関関係があるという評価がなされております。

ただいま議員からお話がありましたように、こういう共食だと思いますけれども、あるいはスポーツ面だとか子供たちの元気な、いわゆる桃太郎と表現なさいましたけれども、大いに「さがえっこ育みアクションプラン」をさらに充実推進してもらうことによりまして、今議員がお話しになりましたような子供たちの育成に大いに繋がっていくのではないかと考えておりますので、私ももちろん頑張ってますけれども、ぜひ議員の皆様方、市民の方にもこの推進方についてお願い申しあげたいと、こういう場をかりて施策の推進お願いになっていましたけれども、質問と関係があるものではないかということでお答えを申しあげました。

以上です。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 済みません、全然脱線した質問をして申しわけなかったです。

せっかく私の答弁用に用意してくれた紙に書いた字は、2次元の世界ですから、ぜひ3次元の世界になるように実行していただければと思いますので、よろしく申し上げます。これで質問を終わります。

杉沼孝司議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号15番、16番について9番杉沼孝司議員。

○杉沼孝司議員 私は、新政クラブの一員として、議員活動の中で多くの市民から寄せられた意見について通告番号に従い一般質問に入らせていただきます。

本定例会初日の市長の行政報告にもありましたが、ことし5月の県のさくらんぼ収穫予測では1万4,100トン以上、平年よりやや多いとの発表でありましたが、1月末から2月初めにかけての大雪や2月から3月の低温による融雪のおくれにより本市の基幹作物であるさくらんぼの開花期の天候不順なども絡み、残念ながら県発表の収穫量予測を大きく下回る結果となったようであります。しかし、不幸中の幸いか、収穫期に日中と夜間の温度差が大きかったため、玉伸びや着色がよく、高品質のさくらんぼができ、消費者からは大変喜ばれ、販売価格は1キロ当たり昨年比で137%と減収量を少しカバーできたのかなと思っております。

しかし、7月の九州南部豪雨や近畿地方の大雨などが頻発し、昨年の東日本大震災、福島での原発事故に引き続きたくさん犠牲者が亡くなったことは大変痛ましいことと心を痛めているところであります。大震災による被災者も豪雨による被災者も一日も早い復旧・復興を願ってまいりたいと思っております。

通告番号15番、中学3年生までの医療費無料化による子育て支援の早期実施について伺います。

さて、人口減少化の中で市町村を維持・発展継続していくために国や県を挙げ各自治体では特色ある政策を掲げ人口減少を食い止め、増加させる施策、子育て支援に血眼になって取り組んでいるところであります。当市の新第5次寒河江市振興計画（実施計画）の創造、みんなで子育てを支える地域づくりの中で、子供を育む環境づくりの中の重点事業の一つとして子育て支援医療給付の拡大を掲げ、平成23年の寒河江市市民100人評価委員会での重点プロジェクト市民評価の中では子供の医療費の対象拡大が最高の重要度になっており、多くの委員の意見でも中学3年生までの医療費の無料化が望まれております。

市長は、平成25年1月から小学6年生まで完全無料化と言われておりますが、多くの市民の要望と市民100人評価委員の意見を取り入れ、子育て支援、市の人口増加対策の一環としてこれを中学3年生までとすべきと思うが、市長の御所見を伺いたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 杉沼議員の御質問にお答えを申しあげたいと思っております。

一般質問第1日目のときも御答弁申しあげましたけれども、私の政治的な公約の中でも子供の医療費の無料化の拡大ということで、積極的に推進をするということにしているわけでありまして。来

年1月からは無料化を小学校6年生まで拡大をするということであり、子育て世代のさらなる経済的負担の軽減ということで、今議会に医療費支給に関する条例の一部改正案というものを提案させていただいているところであります。

子供の医療費無料化のさらなる拡大ということにつきましては、前にも申しあげておりますけれども、子育て家庭の支援という意味で大変有効な施策の一つだと考えているところでありますし、また寒河江市の子育て支援策の大きな柱になってきているということでもあります。

お尋ねは中学校3年生までそれを拡大してはどうかということではありますが、まず今議会に御提案申しあげております来年1月からの小学校6年生までの拡充案についてぜひ御可決をいただいた上で、その実施状況なんかも十分検証しながら、今後の進め方を検討していきたいと考えているところであります。

私は前から申しあげてはいますが、医療費の無料化というのはどこの自治体の子供だと何ぼまで無料化で、ここの自治体の子供は何ぼまで無料化でしかできないんだということは本来的にあってはいかんと思っているところであります、国の制度としてきちっと位置づけて全国の子供たちがひとしくその恩恵を享受すべきだと思っているところであります。

現実にはそうならないということでもありますので、それは私個人の意見ということだけではなくて、首長さん方の全国の市長会でもそういったことで国に対して制度の創設というものを要望しているという状況でありますので、その辺のところも十分御理解をいただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 ただいまの質問で、質問というか答弁で、このたびの条例の変更などにも小学校6年生までの医療費の無料化ということで出ているわけでありまして、しかしやはりさらには全国的に子供たちは同じような支援を受けなければならないというのは理想というか、それは十分わかるわけでありまして、やはり人口が減っていったら町でも村でも市でも成り立たないわけでありまして、どこの自治体もやはり競うわけではないんでしょうけれども、自分の独自性を出して、そして子育てに一生懸命になっているというところが人口も伸びているという結果が出ているわけでありまして、そういうところは一度よくなるとどんどん何でもよくなっていく。そしてまた、子育てに特化した施策というか、そういうものを行っている。その結果、ただ1年や2年では出ないと思っております。やはりこれは5年10年かかるものだと思いますけれども、そういう観点からもやはりできるだけ早く、少しずつ出しながらでなくても一発でバンとこうやるということをしなないと、対外的なインパクトが非常に薄いんじゃないかなと感じます。

したがって、特に近くには子育てに専念するというか、そういう市があるわけでありまして、今度は違う子育てのためのランド、これらをつくっていく、市外の人にも無料で利用していただくというこの前あたりの報道などもありました。やはり何かが違う、そういうものを出していかないと非常に困った事態に陥ってくるということでもありますので、やはりできるだけ早く、少なくとも中学3年生までの医療費の無料化なんていうのは、そういう子育て環境に力を入れているんだということを表示するためにも実施をすべきではないかと思っております。

来年1月からの6年生までの無料化については十分わかるわけでありまして、たまたまさらにはことし12月には市長選挙もあるわけでありまして、できるならばその辺で中学3年生までもいつからできるということができればいいんじゃないかなと思っておりますので、その段についての市長の

御見解をお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 議会の場でも何度かお答えしているかと思いますが、人口減少社会、あるいは少子化社会というものをどう対策を練っていくかということになると、必ずしも子育て支援というのみに特化するわけにもいかない、総合的にいろんな対策を講じていかなければならないと思います。

御指摘のように、いろんな子育て支援の経済的な支援策というものを充実をしていかなければならないということも大きな柱ではありますが、その以外にも雇用の場の確保でありますとかさまざまな住宅団地の整備でありますとか、いろんな面での総合的に居住環境の充実強化というものを進めていくことによって相対的に人口の減少を防ぐあるいは増加に転じていくような形に時間はかかりまじょうが、そういうことが必要だと思えます。その優先順位をいかにつけるかが重要だと思えます。

その中で、特に子育て支援というものはさきの100人評価委員会などでも大変要望が強い項目でありますから、そういった点を踏まえて我々は充実強化していく必要があるという認識を持っているところであります。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 子供の医療費の無料化についても今の市長の答弁にもありましたけれども、いろんな面で人口増加対策を図っていかなければならないということは当然あるわけでありましてけれども、やはり一番もとなるところには力を入れていかなければいけないと思っております。できるだけ早くできるような形をお願いを申しあげたいと思えます。

次に同じく子育て支援、金かかることばかり言って大変申しわけないわけですが、第3子以降の保育料の無料化による子育て支援について伺ってまいりたいと思えます。

先ほどもありましたけれども、市民100人評価委員会における委員の意見の中では県内他市町村と比較して本市が子育てするのに魅力的な環境とは言いがたい現状であるようですが、「寒河江市で子育てをしていてよかった」と言えるような支援策を強力に実施し、「寒河江市に住みたい、子供を育てたいと思えるまちをつくってほしい」という意見があったようであります。

先月8月7日に総務省より発表されました2012年3月末時点の人口動態調査によりますと全国で前年同期より26万3,727人少ない1億2,665万9,683人、3年連続の減少で減少の数、率とも過去最大であったと。死亡者数を上回る自然減少が初めて20万人を突破したという発表が大きくありました。

今回の発表で山形県の人口は前年同期より8,548人減って116万204人となった。本県の最大人口は昭和25年135万7,347人が最高で、それと比べると19万7,143人の減少で置賜地域から南陽市を除いた分が毎年なくなっていくという、毎年ではないけれども、なくなったと同じような状況であります。

本市では平成17年の4万3,625人が最高で、平成24年3月末では1,020人、2.3%減少し、4万2,605人となっております。私はこれまでの一般質問で毎回のように申しあげておりますが、人口の減少は消費の減少につながり生産活動の減少に陥ると申しあげてまいりました。本市でも対策や政策を全く講じないでいるわけではないわけですが、前月対比ではたまには1人や2人ふえること

もありますが、前年対比では確実に減っておるところであります。

施策を小出し、少しずつ出すのではなく、市民がなるほどとうなずき住環境の良さを対外的にアピールできるような大胆な施策を打ち出すべきではないかというのは、前段で申しあげたように子供を産みたいと思えるような環境整備のため、18歳未満の第3子以降の保育料の無料化を実施すべきではないかと思うところであります。その際、市内全ての第3子以降の子供を対象とし、市内外に施策を発信すべきでありませんか。市長の御所見をお伺いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 第3子以降の保育料の無料化ということでお尋ねであります。寒河江市におきましては子供さんが多い世帯、多子世帯というわけではありますが、多子世帯における保護者の経済的負担の軽減という観点から保育所・幼稚園及び認可外保育施設に入所している児童を対象に支援策を講じているところであります。

具体的に申しあげますと、保育所については同一世帯から保育所または幼稚園などに2人以上の児童が同時入所している場合は第2子の保育料半額免除で、第3子以降の児童の保育料を全額免除しているところであります。また、幼稚園につきましても同時入園している児童が2人以上いる場合は保育料の負担額が第2子は第1子のおおむね半額になるように、第3子はおおむね負担ゼロになるように私立幼稚園就学奨励費というものを支給しているところあります。

また、小学校3年生までのお兄さん、お姉さんがいる場合、当該兄弟を第1子または第2子として在園児に対する就園奨励費の額を算定することもできるよう選択制にしているところあります。

また、認可外保育施設に入所している児童については多子世帯保育料軽減事業費補助金を交付しているところあります。1世帯から同時に幼稚園、保育所等に入所・入園している児童がいる場合に第3子以降の補助金額は第2子の2倍として多子世帯の保育料の負担軽減を行っているところあります。

杉沼議員からは、それを18歳未満の子供がいる世帯の第3子以降の保育料まで無料化を拡大すべきではないか、充実すべきではないかということでもありますけれども、先ほど申しあげましたとおり寒河江市におきましては、これまで幼稚園就園奨励費以外は第1子第2子が幼稚園あるいは保育所に在園しているということが前提でございます。これは、就学前が子育てで最も大変な時期だということで、その年代にある子供を育てていらっしゃる多子世帯にとって経済的負担を軽減していくということで、措置を講じているところあります。

しかしながら何度も申しあげましたけれども、安心して子供を産み育てられるような環境づくりというものをさらに推進をしていくためには、さらなる支援の充実というものを十分検討していかなければならないと考えているところあります。

そういった意味で、御指摘の保育所、幼稚園及び認可外保育所における第3子以降の保育料の無料化を初めとした多子世帯の経済的負担の軽減を図るための施策についても、さらに充実を図っていかなければならないのではないかと考えております。

先ほど来申しあげておりますけれども、今のところの試算をすると結構な財政負担も伴うということになるかと思いますが、こういったことを考えますと全体の子育て支援策の優先順位というものもきちっと把握をしながら、そうした中で今後総合的に対応を検討していきたいと考えている

ところでありますし、議員御指摘のように新たな支援策を講じる場合はわかりやすくそして明確に大胆にということをお指摘でありますから、できるだけそういった方向でアピール度の強い施策もやはり必要なのかなと考えているところでありますので、大いに検討させていただきたいと思っています。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 多子所帯の経済的負担、現在でもやっているものがあるわけでありましてけれども、さらに大いに検討していきたいということになりますと、余りこの次言えなくなるのかなと思っておりますけれども、一つは同時に入園しているというのはせいぜい2人ぐらいが限度で、3人一緒に入園しているなんていうのはめったにないと思います。ところが、よくあるのは小学校の高学年、それから真ん中ころ、そしてまた幼稚園の真ん中ころというケースが非常に多いんじゃないかと思っております。したがって、やはり18歳というものも考えていかないと、本当の多子所帯に対するところの経済的な支援というのには非常に厳しいんじゃないのかなと評価が、そのために言われているんじゃないかなと思われるわけでありまして。

100人評価委員会の意見欄など見てみますと、そういうところに意見を述べておられる方が非常に多いと見せていただいております。したがって、とにもかくにも、さらに今度は消費税の増税分、これらもあるわけでありましてまだまだ詳細まではわからないものの、さらには行く先は消費税はなるでありますから、国会で社会保障税一体改革が成立して消費税増税分の一部は少子化対策にも使われると明記されているわけでありまして、地方分権の中で国の政策を先取りして地方がよくならなければ国はよくなれないということ、地方から発信していくべきではないのかなと思っております。こういう発信の仕方はどういうものかなと、市長の考えがあれば聞きしたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私もこれまでいろんな施策の中で、特に子育て支援というものを非常に重要視して、大きな柱の一環として施策を進めてまいりましたから、その気持ちはますます強くなっている、あるいは100人委員会の評価などを見てもそういう市民の声も大きいということでもありますから、さらにそういった子育て支援あるいは少子化対策に向けたさまざまな施策というものを総合的に充実をしていくという姿勢でまいりたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 ありがとうございます。

ひとつできるだけ寒河江市そのものが発展していくような、そして寒河江市だけでなく西村山郡一帯を見ますと、9万人以上あった人口が現在は8万7,000人程度と減ってきているわけでありまして。まず、寒河江だけでなくこの地域一帯のことも考えながら、何とか人口の増加と経済の発展、地域の発展をしていくようお願いを申しあげたいと思っております。

次に、通告番号16番、再生可能エネルギーについて伺います。

再生可能エネルギーが四つほどありますので、一つずつ伺ってまいりたいと思っております。

昨年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故により、国では原子力政策の見直しに着手し、政策を決めるに当たって国民の考えを聞く「討論型世論調査」という新たな方法で世論調査を行った。結果、2030年時点の原発ゼロ%の支持率が46.7%、民間団体の調査では56%になるなど半数あるい

は半数以上が脱原発を望んでいるという結論に至ったようであります。

県は国のスマートコミュニティー構想により、寒河江市で工業団地や施設園芸バラ団地、住宅団地に太陽光発電や小水力発電といった手法を組み合わせた事業化の可能性を探る調査事業を行ったが、その担当者も当然かかわったと思いますが、その進捗状況と結果について、また本市として今後どのように対応していくのかを教えていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 県のスマートコミュニティー調査事業ということですが、平成23年度に寒河江市を地形的にも産業的にも山形県のモデル的特徴を備えた田園都市という位置づけをもって、再生可能エネルギーの事業化可能性調査というものが実施されたのは御案内のとおりであります。

調査の検討内容としては、施設園芸団地、工業団地、それから住宅団地の各分野のエネルギーマネジメントシステムと省エネルギー型デマンド交通システムの四つの項目が掲げられまして進められたところではありますが、具体的には先ほどお話にありましたけれども、南部地区のバラ団地、中央工業団地、ほなみ団地、それからデマンド交通というのが調査対象になったわけであります。

調査の期間はある程度時間を要するのかなと思いましたが、なかなか時間的な制約もあって関係者の説明と聞き取り、それからアンケートの実施というのが調査の内容であったようであります。3月には県から報告書が提出されているところでありまして、4月に入って県のほうから調査に協力をいただいた各団体などに対して説明が行われています。

バラ団地については地下水熱ヒートポンプやペレットボイラーの導入、中央工業団地については天然ガスを燃料としたガスエンジン発電の活用、ほなみ団地については住宅のスマートハウス化、そしてデマンド交通については省エネルギー型への転換というそれぞれの可能性について言及されているところでもあります。

この調査は平成23年度の事業でありますから、今後具体的にどのような形で実証実験を行っていくのか、あるいはさらには具体的な事業へつなげていくのかということの進め方について、県のほうでは寒河江市とも十分相談をしながら今後展開を進めていきたいというお話がありましたので、これまでも調査の段階でもいろいろ協議連携を図ってきましたが、今後も県と十分な連携を図りながら実証実験、さらに次のステップということにかかわってまいりたいと考えているところでもあります。

よろしく申し上げます。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 ただいまのお答えでおおよそわかりました。

デマンド交通に対しては省エネルギー型ということで、今回の補正予算にもありますけれども、道の駅チェリーランド内に太陽光発電設備と電気自動車の急速充電器を設置するという計画がそれに当たるのかなと思いますけれども。

さて、バラ団地とかその他のほうにも説明し、聞き取りとかアンケート調査などはしたわけではありますが、実際実証実験ということはそう簡単にはいかないんだろうと思いますけれども、バラ団地などについては地下水熱ヒートポンプあるいはペレットボイラーなどの導入について調査というようではありますが、4月ころ各団体に説明されたということからは約半年近く経過しておりますが、バラ団地などは何のアクションもないようです。その後どうなっているのかなとい

うことでもありましたし、その辺を今後実証実験とか県との連携もあるわけでありましてけれども、その辺をいかに早く進めるかもあろうかと思っておりますので、その辺について何かあればお尋ねをしたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 平成23年度末の調査でありまして、その結果に基づいて平成24年度早々にも次のステップに行ければと我々も思っておりましたが、なかなかいろんな形で県のほうも調整が思ったほど、我々が期待したほど進んでいないということもあろうかと思っておりますが、一方で今国のほうでもいろんな再生可能エネルギー関係の支援制度なども打ち出して各省庁ごとにいろんな形で打ち出しているところでもありますので、何年も実証実験をしてその結果に基づいてまた次のステップということになると、相当な年月もかかるとも考えられますし、具体的に国のほうでのいろんな支援策が有効な手だてが活用できるということであれば、さらにもう少し次のステップへの直接的な事業展開ということも考えられるようでありますから、国・県のほうでもそういったことも十分念頭に入れてこれからの取り組みというものを考えていきたいというお話もありましたから、その辺のところは十分これから協議をして進めていきたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 今二つほど、三つほどありますので、できるだけ早く進めたいと思っております。

ただいまもありましたようにせっかくの調査でありますので、できるだけ早くスピーディーにやっただけようをお願い申し上げまして次に移りたいと思っております。

次に、私は東京電力の原発事故など起こる前から、地球温暖化防止や環境保全対策の観点からクリーンエネルギーとしての太陽光発電や小水力発電といった再生可能エネルギーや自然エネルギーに積極的に取り組むべきだと申しあげてきました。

本市では、平成22年度に南部小学校と白岩小学校に太陽光発電設備を設置し、また発電効率を上げるため今年度両校へ蓄電池の設置を計画しておりますが、脱原発を下から支え上げるため他の学校へも拡大する考えはないか、市長の考えを伺いたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 杉沼議員、御指摘がありましたけれども、平成22年度に南部小学校、白岩小学校に太陽光発電設備を設置しているところではありますが、小中学校へのこうした設備の設置というのは未来を担う子供たちへの環境やエネルギーに対する教育の推進という意味も大変意義があることだと思いますし、また地域における低炭素社会づくりの実践の場ということで、そういった意味から学校へのこうした設備の設置というのは大変意義があると思っておりますので、学校によっては校舎の構造上という問題もあろうかと思っておりますけれども、国あるいは県のいろんな補助事業なども十分活用しながら可能な限り設置を拡大していきたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 学校の構造上の問題もある、建物の構造上の問題もあるということのようでありましてけれども、よくこの前の南部と白岩に設置するときには、あるところから何で柴橋小学校に設置できないのかという話もありました。校歌にもあります「私の学校は南向き」と、非常に向きもいい学校なんですけれども、だめだということがあったようでありましてけれども、今はその構造というのは何も屋根にばかりつけるんでなくて、若干発電量は落ちることはあっても壁面につける県内

の最北地区の積雪地帯でも壁面にずっとつけているところがある。これですと雪の心配もないということで、こういうところもあるわけでありまして。したがって、構造上の問題もあろうかと思えます。それからさらには国や県の補助がなければなかなかできないものでありますので、そういうものに一生懸命アンテナを高くして行って、そういう補助事業の採択を我々の自治体だけじゃなくてどこの自治体も虎視眈眈としてうかがっているということであろうと思えますので、ひとつできるだけ早くそういうものを見つけてされるようお願いを申しあげたいと思えます。

それから、三つ目になりますけれども、国民が脱原発を望み、国の方針も脱原発、自然エネルギー、再生可能エネルギーへとシフトしているところでもあります。また、県でも吉村知事はいち早く卒原発を打ち出し、20年後は新たなエネルギーで100万キロワット、原発1基分のエネルギーの開発を目指し、政策を推進しているところでもあります。県内外を初め、多くの自治体やNPO法人、発電事業者が自然エネルギーの設置に取り組んでいるようでもあります。当市においても太陽光発電だけでなく他の自然エネルギーの活用も進めるべきではないかと考えております。

小水力発電は全国に495カ所あるそうでもあります。国内では水道水を活用した小水力発電への取り組みがたくさんありますが、本市でも中山間地域の落差の大きい簡易水道などを活用した小水力発電ができるのではないかと思います。

私たちは、昨年の建設経済常任委員会で岐阜県揖斐川町を視察する機会がありました。そこでは、県営水道ではありましたが、減圧設備を利用した小水力発電を既に行っておりました。ひとつこれらを踏まえまして、市長の考えを伺いたいと思えます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 水道水を活用した小水力発電への取り組みということではありますが、我々がいろいろな形で他の自治体の事例など見ておりますと、送水管の中にプロペラ型水車を取りつけて発電するタイプなどというのも紹介されていると聞いているところではありますが、こうした水道施設を利用した場合の長所というのは河川の水でありますとか農業用水に比較して浄化されている分、ごみなどがいないため、運転に支障が生じる機会が少ないということ、あるいは水量についても安定的に確保されているということがあろうかと思えます。そういった意味からすると、電力供給の安定性というものが評価されているのではないかと思います。

また一方で、御視察になったときに御説明があったかどうかわかりませんが、施設の導入のコストなどというあるいはメンテナンスなどということ、ある程度の経費がかかってくるということもあろうかと思えます。特に、水道事業は企業会計ということでもありますので、その採算性ということを厳しく見ていかなきゃならないと思っているところでもあります。

我々が実例としてお聞きをしているのには、最大出力を毎時90キロワットの発電設備をつくろうとすると8,300万円くらいの事業費がかかるなどということもあつたようですけれども、先ほども申しあげましたけれども、今国のほうにも各省で、環境省だけでなくいろいろな省で再生可能エネルギー導入に向けて支援策あるいは有利な事業展開などもしておりますから、御提案いただいた小水力発電の導入についてもいろいろな形で可能性について検討していきたいと考えているところでもあります。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 時間がなくなりましたので、次に四つ目に移らせていただきます。

国交省は河川や農業水路などを活用して小水力発電を導入する場合、これまで河川管理者の国や都道府県の許可が出るまで3年ほどかかっていたものを、農業用水路などに設置する場合などは水利権を持つ農家などの同意を得れば国や都道府県の許可を不要とするなど手続を簡素化するそうです。

本市には、寒河江川土地改良区が所有している農業用水路がたくさんあり、豊富な水が満々と流れております。寒河江川土地改良区と連携し、落差がなくても流量があれば発電できる農業用水路を活用した小水力発電への取り組みも進めるべきであると考えているが、市長の御所見を伺いたいと思います

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市におきましては、土地改良区と連携をして二の堰親水公園があるわけですが、平成元年から6年までにかけてこの二の堰親水公園を県が整備するに当たって、水車を有効活用して発電を行い公園で使用する電源とするという計画がございました。当初の構想では、遊歩道の照明に必要な電気などを賄うということでありましたが、設計上、100ワット程度の発電しか見込めないということで、今もありますけれども、管理棟の電源の一部として利用されているという状況があります。

小水力発電のメリットというのは、ある程度の水量があれば基本的にどこでも設置が可能だ、それから太陽光とか風力に比較して天候による発電量の変動が少ないと、こういうことが挙げられるわけですが、逆にデメリットとしては、先ほども申しあげましたけれども河川などで落ち葉やごみなどが流れてくるということで、その撤去などのメンテナンスが必要だ、さらには逆に異常気象とか大雨あるいは水が少ないということになると安定的な電力が得られないということもあると言われているところであります。

御案内のとおり、小水力発電による発電量というのは落差と水量で決定されると言われているところであります。寒河江川土地改良区でもさきの事例のみならず数年前に小水力発電の実施についてもさらに検討されたようでもありますけれども、市内の農業用水路ではなかなか採算性が難しいということで、導入に向けて進まなかったということがあったようでもあります。

しかしながら、御案内のとおり最近では落差のないところの発電能力の向上に向けた研究開発というのも進んでいるようでもありますので、もちろん採算性の検討というのは十分必要でありますけれども、豊富な水資源の活用という観点から新しい技術と先ほど来何回も申しあげますけれども、いろんな国や県の支援制度をうまく活用して再生可能エネルギーの一分野としての小水力発電の導入もこれからの選択肢になり得ると思っているところであります。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 特に、この件に関しましては農業用水路ということで、二の堰寒河江川土地改良区が関連してくるわけでありまして、先ほどの御答弁の中では、平成元年から6年にかけて親水公園内の開発というか、それらによりまして水車発電機を設置してきたが、100ワット程度ということで、残念ながら余りうまくいかなかったということのようでもあります。さらには、改良区のほうでも数年前に検討したがコスト、採算、これらいろんな問題から進まなかったということでもありますけれども、それらにつきましてはいろんな問題があるんじゃないかと思っております。特に、農業用水の取水には国交省が管轄する水利権があります。5月から9月までのかんがい期と9月から5月までの非

かんがい期、この取水量は3分の1程度までと制限されております。しかも、用水路発電の発電量を最大限に維持し、発電効果を出していくには9月から5月までの非かんがい期においてもかんがい期と同様の取水量が必要であるわけでありまして。

1級河川には川の維持用水というのがあるんだそうですが、寒河江川の流水は非かんがい期においてもその維持用水を大きく超える量があるそうです。大きく超える分は放水水利権というんですが、国の資源エネルギーの推進という観点から、国交省は水利権取得に関する手続を簡素化すると言っておりますが、この放水水利権を認めないようであります。

せっかくの二酸化炭素も出さない水力発電なのに、さらに、改良区においては水田の面積により取水量が決められるため生産調整や宅地化により水田面積が減少すれば取水量も減少する、これによって小水力発電をしても採算がとれず、組合員に迷惑をかけることになり、改良区などに小水力発電が普及しない原因となっているのではないかと考えられます。

全国の基幹的排水路の延長は4万5,000キロほどあり、農村地域の活性化のためにも、また電力の地産地消も可能となります。国交省が放水水利権を認め、年間を通した水量確保できるようになれば小水力発電も採算ベースに載せることができるということでありまして。全国的に用水路発電が爆発的に普及するものと思われまので、二酸化炭素を発生させないクリーンな小水力発電を普及推進するためには、国や県に放水水利権を認めるよう運動する必要があるようであります。自然エネルギーを推進するためにも市長はこの点をどう考えられますか。お伺いしたいと思います。

それからもう一つ、さっき洪水時とか、「一問一答です」の声あり）はい。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 再生可能エネルギーの導入というんですか、拡大というのは国全体として取り組む施策として位置づけられているわけでありまして、いろんな先ほど来申しあげておりますようにコストの面とかそれからメンテナンスの面、整備事業費の面などもありましようし、またそういった水利権の問題などもいろいろ課題があるわけでありましてから、その辺の課題の克服については、もちろん県あるいは国のほうも認識をしていると思っておりますから、そこら辺をぜひ行政全体が克服をして推進をしていくとしていかなければならないと思っております。

そういった意味で、我々のほうもいろんな情報を収集しながらそういった再生可能エネルギーの地域での導入に向けて努力をしていきたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 まず、一人一人が単発的に運動してもなかなか国でも県でもどこでも動かないというのが、動かせないというのが本来、そんなふうになっているようであります。この水利権、結局はまた川に流れて海に流れて水は終わりになるわけでありましてから、その前に利用できるものを一生懸命後押ししているんだというけれども首根っこを押さえているという感じがするわけでありましてから、その辺を全国的な運動にしていかなければ国交省も認めないんじゃないかと思っております。その水利権さえ、放水水利権というものさえ認めてもらえれば五、六百メートルの間に何基という小水力発電装置を設置できれば採算がとれるということのようでありまして、ひとつその辺の運動を全国的に広げていっていただきたい。これは市長だけじゃなくて我々もそういう運動をしていかなければならないと思っておりますので、お互いに、ともに頑張っていきたいものだと思っております。よろしくお願い申し上げます。

いずれにしても、本市には太陽や水を利用した自然エネルギーの発電可能なものが豊富にあるわけですから、本市独自の取り組みをもっと活発にして寒河江市はクリーンエネルギーに住みよいまちだというふうに対外的にPRできるような、クリーンエネルギー条例でもつくれるようなまちにさせていただくようお願いを終わりたいと思います。

以上です。

散 会 午後4時05分

○高橋勝文議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでした。